

平成23年10月17日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時1分

○散会時刻 午後2時50分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 庶務係長

高橋慎一 議事係長

佐野竜也 議事係主査

牧野泰三 議事係主任

○案件

1 議会改革検討案の提案説明について……………	1
(1) 林委員（自由民主党創政会）……………	5
(2) 井上委員（民主・社民の会）……………	13
(3) 小林委員（公明党）……………	21
(4) 雨宮委員（日本共産党）……………	26
(5) 高橋委員（みんなの党調布）……………	33

(6)大河委員（元気派市民の会）	41
(7)ドゥマンジュ委員（生活者ネットワーク）	49
2 第3回代表者会議の進め方について	56
3 その他	59

午前10時1分 開議

○川畑副座長

皆さん、おはようございます。ただいまから第2回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

日程に入る前に、報道関係者より申し出があった場合には、会議中における写真、ビデオカメラの撮影を許可いたしますので、御了承をお願いいたします。

初めに、伊藤座長からごあいさついただきます。伊藤座長、お願いいたします。

○伊藤座長

皆様、おはようございます。昨日は真夏のような陽気でありましたけれども、秋のそれぞれ事業の多い中、皆さんにおかれましては本日早朝からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第2回の議会改革検討代表者会議を開催するわけでありますけれども、本日は各会派からのそれぞれの御提案をいただくという場でございます。その提案の内容を私ども正・副座長がお受けいたしまして、11月17日に行われる次回の代表者会議で皆さんに御提案するという運びとなります。提案の順序につきましても正・副座長に御一任いただきたいと思っておりますけれども、何はともかく、きょうのそれぞれの提案の説明をしっかりと私どもは受けとめまして、次回に備えていきたいと思っております。

また、提案をいただく中で確認を幾つかさせていただくこともあろうかと思っておりますので、その際にはぜひとも前向きな説明を重ねてお願いしたいと思います。何はともかく、きょうは時間が少し長くなりますけれども、重要な調布市議会の改革に向けての会議でありますので、ぜひとも御理解をいただきながら、1日どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、早速、本日の日程の1、議会改革検討案の提案説明についてを議題といたします。

本日は、先ほど伊藤座長からもお話がありましたが、先日開催されました第1回代表者会議において、各会派から提出されました議会改革の検討案について、各委員から提案説明を行っていただきます。提案説明の方法といたしましては、自由民主党創政会の林委員さんから順次説明をお願いいたします。説明の場所は、前の演壇に出ていただき、提案説明の時間はお1人20分以内でお願いいたします。

なお、演壇には説明時間の残り時間を示すタイマーが置いてありますので、残り時間数

を確認しながら説明をまとめていただきたいと思います。20分が経過しますとタイマーが鳴ります。その時間で説明を終了していただきたいと思います。

なお、終了5分前になりましたら、事務局のほうで5分前であることを示すベルを鳴らしますので、説明の取りまとめをお願いいたします。何とぞ時間はお守りくださいますようお願いいたします。

また、第1回代表者会議で提出されました各会派の議会改革検討案を前方スクリーンに映し出しますので、説明される際には御活用願えればと考えております。

各委員の説明が終わりましたら、説明のあった検討事項案等の内容について、座長から説明をされた各委員へ幾つかの確認をさせていただきたいと思っております。これは、次回、第3回代表者会議において正・副座長案を提案させていただく運びとなっておりますので、そのため本日の説明を受けた議会改革検討案について、その趣旨や目的を確認させていただくものであります。できるだけ本日の提案説明の趣旨や目的を把握し、次回の正・副座長案に反映していきたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

ここまで本日の説明方法等を説明いたしました。御質問ございますでしょうか。雨宮委員。

○雨宮委員

きょうの進め方については異議ありませんけれども、きょうの提案説明を受けた後、先ほどからのお話で気になっているのは、次回の第3回目の11月17日に座長提案という形で提起をしたいということがありましたけれども、私の思いでは、正・副座長の提案という形でまとめる前の段階で、一度、やっぱりこの場で議論をしておく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、その点についてはいかがですか。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

今まで、今日に至るまでの間、るる説明をさせていただきました。その間におきましては、先ほど私が説明させていただいたような進行についての確認が私にとれていたというふうに理解をしています。ただ、これから後にそういう御意見の中で調整が図れるということが可能であれば、それはそれとして、また慎重に取り扱っていきたいというふうにも考えています。

以上です。

○雨宮委員

意見といいますか、要望といいますか、ぜひともそれぞれの会派といいますか、団からの提案を受けて、そのまますぐにベストミックスという形にするのではなくて、一定のここでの議論を踏まえた上で提案というような形にもって行っていただけるように、あす以降の検討の中でぜひ考えていただきたいというふうに強くお願いしておきたいと思います。

○伊藤座長

もう一度、私のほうからも確認をさせていただきますが、今までのそれぞれの会派さんの代表の皆さんと今日に至るまでの間、話し合いを進めてきたことは御理解いただいていると思うんですね。きょうを過ぎると、次回は11月17日。この間に何回となくこの委員会を行うという計画は設定されていないということも現実あるわけです。

そこで、今、御提案されたことをそれぞれの委員さん同士で討議をしたほうがいいのではないかという御意見であります。そうしますと、一番最初に私が申し上げたように、それぞれの会派から出された提案をぶつけ合って、お互いに議論を進めて行ってそれがまとまったということは、以前に改革協議会を行ったときになかなか難しい経緯があったということも説明をさせていただいたというふうに私は思っています。

よって、今回は皆さんから出されたものをベストミックスしてそれを提案する。あくまでも内容を全く変えて提案しようという思いは私どもにはありませんので、なるべく皆さんの合意を得るような形の中身に変えて、そして議論をしていただく運びということで理解をしていただいているんじゃないかなろうかと現在まで私は思っていました。ぜひ皆さん、そのことを理解していただきませんか、この中に入っていけないと私は判断しますが、逆に皆さんのほうから幾つか御意見をいただいて、合意を得ながら物事を進めていきたいなというふうに考えています。

○雨宮委員

最後にしますが、私が申し上げているのは、この場の議論から直接的に結論を得ようというんじゃなくて、議論を踏まえた上で、座長のほうからいわゆるベストミックスの提案をしていただいて、それに対して同意するのかもしれないのかという話という意味なんですよ。

だから、座長提案がされる前段で、例えばきょうも座長確認という形で5分ほどそれぞれの説明に対する座長からの質疑というんですかね、あるようではございますけれども、それぞれ同士が、お互いにやっぱり聞きたいとか、質問したいというようなこともあるんじゃないかというふうに思いを私は持っているんですよ。だから、そういうことを踏まえて、それぞれがお互いに意見交換とか、相互の質疑というのかな、やった上で、それを踏まえて座長提案という形でまとめていただけたらという思いがあります。そういう意味とい

うふうに理解してください。

○伊藤座長

そうしますと、私なりに最初から大きくスケジュールが狂ってくるなど思っているのは、それぞれ議論をすることによって、例えば1つの問題に対して相当深く議論が進んだときに、中身は別です。タイムスケジュールの問題がありまして、その部分において、計画的なきょうのすべての会派からの提案が行えないという可能性も出てまいります。ですから、できれば私のほうから質問をさせていただく程度で御理解いただければ、私は大変助かるなどというふうに思いますけれども、ほかの委員さんの同意、皆さん、それでいいよということであれば、これはやぶさかではありませんけれども、その辺、皆さんはいかがですかね。

○雨宮委員

私は、きょうのタイムテーブルはこのとおりでいいと思うんです。だから、はっきり言えば11月17日にいきなり座長提案という形をとらないで、例えばその日に議論するとかいうふうな形がとれないかどうかを検討していただきたいと。これは要望でいいですよ。

○伊藤座長

今日から11月17日まで1カ月の時間を計画したということをご皆さん、最初に御理解をいただかなきゃいけないんですけれども、前回も前々回もお話をしていていると思いますが、1カ月間の時間を正・副座長案を提出する時間としてくださいと。皆さんの御議論をいただく場であれば、来週もう一回やっても、計画的に1週間に1回やっていてもいいわけでしたよね。そういう御意見を今いただくとすれば。ですから、ぜひこの1カ月間が――皆さんの議論を次の11月17日にいただくのであれば、非常に無駄な全く何も進行しない時間を過ごすということになります、いかがですかね。

○川畑副座長

はい、井上委員。

○井上委員

基本的に私の認識といたしましては、11月17日、第3回代表者会議の進め方については後ほど議論の時間があるかと思っておりますけれども、この間、議長のほうでスケジュールを組まれ、またこの間の会議の持ち方等についても提案がされてきたというふうに認識をしております。

また、あわせて議長の思いとして第4回定例会、12月の議会からでも、この中の議論で合意が整うことがあれば、ぜひスピーディーに進めていきたいといった思いも私は自分の中では確認をしていますし、そういった方向で議長も進めていきたいというふうにおっしゃっているのかなというふうに思っています。

雨宮委員がおっしゃっている内容についても、それは当然なのかなというふうに思いますけれども、あくまでも議会の中で議論することは構わないだろうなと思いますけれども、結論をしっかり導き出していく、それを議会としてしっかりとスタートし、歩いていくということのために多分この改革検討代表者会議というのもスタートしているわけですし、私としては議長がおっしゃっているスケジュールによって進めていくということで異論はございません。

以上です。

○川畑副座長

ほかに委員さんから御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、本日は予定どおり提案説明をさせていただくことといたします。

早速ではございますが、自由民主党創政会の林委員さんからお願いいたします。林委員さん、よろしくお願いします。

○林委員

おはようございます。自由民主党創政会の林明裕でございます。会派を代表いたしまして、議会改革検討代表者会議に臨むに当たって、我が会派のまとめました議会改革に向けての御説明をさせていただきたいと思っております。

何分初めての経験というか、場所でございますので、進め方等に若干不備がございましたら御容赦いただきたいと思います。それでは、早速パワーポイントを併用しながら進めてまいりたいと思っております。

我が会派は、今回の議会改革に向けまして、主に4つの点にまとめて提案をさせていただきました。

まず最初が、「開かれた議会のために」でございます。情報公開の時代でございます。市民と議会の動きというものの、情報を共有していく、これを基本原則としまして進めていかななくてはならない。また、それが今、時代の潮流になっているのではないかとということで、1つ目は「開かれた議会のために」ということで提案させていただいております。

2つ目でございます。議会の活性化に向けてでございます。これは、議会が新聞報道等によりまして、議会の形骸化とか3ない議会とか、いろいろな意見が述べられているところでございますけれども、やはり地方議会、分権の時代が進んでいく中で、その職責というものがますます表立っていく中、その役務もますます大きくなっていく中で、議会はしっかりとした議論をしていく、また結論を出していく、議会の活性化に向けた取り組みを

怠ってはいけないということで、2点目、「議会の活性化に向けて」ということで御提案をさせていただいております。

3点目は、「円滑で効率的な議会運営のために」でございます。議会の場であろうとも、やはりこれは調布市の予算で賄っているわけでございますから、効率的な運営をしていかななくてはならない、行財政改革をみずから率先して行っていかなければならない。また、議論を行うに当たっても、いたずらに無駄な議論を積み重ねてはならないということはないですけれども、効率的な議会運営を行っていく必要があるだろうということで、3番目に御提案をさせていただいているところでございます。

4点目、「議会の公正な運営のために」。私ども、28人議員がおるわけでございますけれども、それぞれが皆同じ職責、そして権利を持っております。しっかりとした仕事をしていくために、やはり議会が公正に運営していく必要があるだろうということで、4点にまとめさせていただいたところでございます。

また、4点にまとめているつもりでございますけれども、これはちょっと違うなというのもひょっとしたらあるかもしれません。そのときは御容赦をいただきたいと思います。

それでは、具体的に述べてまいりたいと思います。

1点目でございます。「開かれた議会のために」ということでございます。

まず最初が議会独自のホームページの開設。今、私どもの調布市のホームページを見ますと、御承知のとおり、こんな形でホームページがあるわけでございますけれども、調布市のホームページの中の1つに市議会というところがあって、調布市のホームページの中の1つのコンテンツとして市議会の内容が記されているわけでございます。やはり私ども市議会の存在感をしっかりと位置づけるということ、また市民への情報公開の推進という意味を考えますと、やはり市政をチェックする機関として、また二元代表制にふさわしい議会独自のホームページを開設する。それとともに、主に3つ出しておりますけれども、陳情文書表とか行政視察、研修視察報告書、市政調査費の使用状況等々、市民の方がこのホームページの閲覧がいつでもできるような形で掲載をしていくというのがふさわしいのではないかなと思っております。

参考までに東京都の町田市議会のホームページを見ますと、このように1つの町田市議会としてのホームページが出ているわけでございます。そして、町田市のホームページの中から、このような形で飛んでいけるというふうになっております。1つの例として町田市の例を挙げているわけでございますけれども、時間もないので、早速次に行きたいと思っております。

2点目、一般質問の日程及び開会時間の原則の決定・公表・公開を推進することによっ

て、傍聴者の方、またインターネット中継をごらんになっている方々の利便性の向上を図っていくこととございます。主に3点。

一般質問日程の事前決定公表です。

本会議の開会予定時間の事前の公表。今は、委員長会議等を経て、午前10時からとか前日、直前に決まっているわけとございますけども、これを例えば原則10時に開会というふうに決定しておいて、またそれぞれに委員長とかの判断によってそれを動かしていく。これは原則決定と公開となっていますけど、公表の間違いですね。慌ててつくっているものですから、このようにちょっと間違いがありますけども、そういう日程とか開会時間をあらかじめ決められるものは決めていく、公表、公開を推進することによって、市民の利便性の向上を図っていくというのが1つの提案とございます。

3つ目が委員会、全員協議会のオンライン中継とございます。これは、もう既に全国の中では実施されている、また施行されているところがあるようございますけども、オンラインの動画配信サービスを運用した常任委員会、これは全協でもいいんですけども、中継を試してみる。将来的には、結果を検証して、常任委員会、また全協等の中継実施に向けて考えていくということとございます。

オンライン動画配信サービスについては、有料から無料のまでいろいろあるんですけども、1つの例として、千葉県の流山市議会の例を示してみますと、このようにユーストリームという動画配信サービスを使っているわけとございますけども、例えばこんな感じですね。本会議場と違って定点カメラとございますから、カメラの動きはないですし、また画質は決していいとは言えませんが、委員会の風景はこれでも十分つかめるのかなと。また、音声も入っておりますので、どういう議論、討論がされているかということについても、おおむね家にいながらにしてごらんいただくことができるんじゃないかなというのが提案の1つとございます。

続きましては、本会議場、委員会室の傍聴者の利便性の向上、本会議場に例えば車いすのスペースの設置を行うということとございます。これも例を挙げますと、茨城県の龍ヶ崎市議会においては、車いす専用の傍聴席をつくっておきまして、本会議場の一角を仕切った形でこのように車いすが入れるようになっております。うちの議会も昔から検討されているところですけども、現実、今の傍聴席に車いすが入るのは、費用の問題、さまざまな問題からなかなか難しいのではないかなというふうに今まで言われておりましたけれども、本会議場に一部の場所を確保することによって、例えばの例ですけども、このような形をとれるのではないかなということです。

また、手話サービスの事前予約による提供ということも考えられるんじゃないかなと思

っております。やはり今、子育て支援策等が非常に注目されている中で、小さなお子様を持たれた御家庭の方も、議会の傍聴したいという要望がこれからもふえていくのではないかなと思っております。そういった意味からも、こういったサービスも検討する必要があるのではないかなと。

あともう1つ、今の段階では、本会議においては原則公開で傍聴が入っていますけれども、委員会は事前にお諮りして、正・副委員長に一任をとりつけて、傍聴を許可しているわけでございます。原則公開していくとともに、仮に満員になった際、例えばですけども、同じフロアの市役所内の401会議室等を使って、音声だけでも対応ができるように考えられないかというのが提案の1つでございます。

あともう1つが、本会議のインターネット中継の市内公共施設等での放映でございます。インターネット中継については、今現在、既に実施されているわけでございますけども、やはり市民に議会が何をやっているのかということ、議会は一体何をやっているんだという声をよく聞くのは、私だけじゃないと思います。こういったことを少しでも解消するために、積極的に市内の公共施設、もしくは今後、駅等一部でそういったものが見られるようになっていけばいいのではないかなということで提案をさせていただいたわけでございます。

その1つのやり方としては、これはNTTのホームページなんですけども、このような形で今現在、うちの議会はここが議会で、インターネットで家庭とかで見られるんですけども、この配信サーバーから地域イントラネット等を使って公民館、地域福祉センター、駅とかこういった施設等でもごらんいただくことができるということも技術的には可能なわけでございますから、やはりこちら側から積極的に情報公開を行っていくことが大事なんじゃないかなということでございます。

続きましては、議会の活性化についてでございます。本会議の活性化に向けていろいろなことをやっておりますけれども、本会議場の対面演壇が理事者側と同じ方向を向くのではなくて、向き合って議論をするのがいいのではないかなということで、既に実施している議会も結構ございます。その1つがさいたま市議会の例なんですけども、なかなか出てこないのをやめます。後で見てください。

次です。一般質問の一问一答制の導入でございます。今、議論を活性化するという意味で、やはり一括質問、一括答弁、再質問、再々質問等ではなくて、答弁漏れとかもなく、また白熱ある議論をしていくためには、1つの方法として一问一答制を導入することも検討すべきではないかということで提案をさせていただきました。

続いて、緊急質問の許可基準に客観的な基準を設けるということについてでございます。今現在は、会議規則の58条で緊急質問については、緊急を要するとき、またその他やむを

得ないと認められるときの規定というのがあるわけでございますけれども、質問内容の緊急性等についての基準というのが必ずしも明確にはなっていないということで、そういうことがしばしば指摘されているということを受けて、申し合わせ等ができないかということで提案をさせていただきました。

上程時質疑の文書通告と事前公開。今、基本的に本会議場では事前通告制になっていましてけれども、上程質疑については例外となっているわけでございます。通告制とすることによって、内容を議運でも報告できるわけでございますし、また傍聴者とかネット中継の視聴者の方にもどういうことをやるのかなということで利便性が向上していくと。そんなことにもつながっていくのではないかなと思います。

続いて、諸報告、今、本会議の最終日に書面を配っているような状況だと思います。これについて、やはり私どもの議会から出ている特別委員会、または組合議会等についても、少なくとも代表者の方等から口頭で報告をしてもいいんじゃないかということで提案をさせていただきました。

本会議への会計管理者の出席でございます。収入役が廃止されてから既に数年たっているわけでございますけれども、そういった大事な仕事でございますから、やはり収入、支出の命令の確認と一定の会計事務をつかさどる一般職の方に本会議場に出席していただいて、質疑のあった際にはその責任者としてしっかりと説明をする必要があるんじゃないかと思っております。

続いて、議会の活性化についてでございます。

委員会の活性化。常任委員会の席次配置は、今どうしても理事者側と対面するような形になっておりますけれども、基本的には議員間で議論しやすくなるように、またさっきの動画配信サービス等でもごらんいただいたとおり、傍聴の方にもその議論を見やすくするように、コの字型等にするのも1つの手ではないかと思っております。

もう1つ、委員会の視察先の決定の方法等の検証でございます。今現在は、委員会の中で正・副委員長に一任とか希望を申し伝えて、その中で決めていく、この方法も決して悪いわけじゃないんですけども、やはり市民への見える化ということを考えますと、視察先の決定についても委員会の中でのある程度議論も必要なんではないかと思っております。

続いては、議会全体の活性化に向けてでございます。市長と議会の二代表制のもとに自由な議論と政策の立案、こういったことを踏まえて、議会の権限と責任を明らかにする基本的な条例の設定というものを決定していく。いわゆる今、議会の基本条例というものが全国の自治体の中で進められているところがわけでございます。ただし、2006年の栗山町議会での議会基本条例制定以来、150ぐらいの自治体で同様の条例が制定されているわ

けです。ブームみたいなもん、1割近い全国の自治体が制定しているわけですけども、制定するだけでは意味がないわけですから、何のために制定するのか、さまざまな角度からの調査研究を行った上で、必要性の有無を含めて熟議を重ねていく必要があるんじゃないかと。

続いて、円滑で効率的な議会運営のためにということでございます。議会審査の充実性と効率性を高めるために、私どもの手元に紙の資料が非常に配られますけれども、できるだけデジタルデータ化を図り、ペーパーレス化に寄与していくということがやはりこの時代大切なことではないかと思っております。

また、国、東京都とへの意見書を求める陳情、請願等の取り扱いについては、今、委員会付託をされてやっているわけですけども、内容によっては理事者側が説明に非常に困惑する場面があるかと思っております。例えば各会派の配付によって、必要に応じて議員提出議案にするとか、本会議の即決にするとか、考える必要があるんじゃないかと思っております。

あと、委員長の報告の拡充が行われましたけども、これによって、その後に同じ反対者の方からの討論が屋上屋を重ねるような形で行われる例が見られます。これについては、やはり見直すことも含めて検証する必要があるのではないかと思っております。

円滑で効率的な議会のために、議会審査の充実と効率性を高めるために、こういったものを使った一般質問とか代表質問とかも考えていく必要があるのではないかと。

あと、今、市の外郭団体について、管理団体等含めて26団体私どもの市にあるんですけども、そのうち地方自治法で議会に報告される義務があるのは4つぐらいしかなかったはずなんです。それをやはり市の貴重な財産というか、血税を投入している以上は、全部議案関連説明書の充実を図っていく必要があるんじゃないかということでございます。

あと、一般質問の順序については、ごらんとおりでございます。

議会の公正な運営のために。

会派について、交渉団体について。これは事前に言うておきますけども、うちの議会の単数会派の方に個人的には何もございません。一般論として申し上げているだけでございますので、あくまで事前にお話をしておきたいと思っております。

多摩26市会派代表者会議、議会運営委員会の構成についての調査結果を見ますと、26市中一人会派を認めているのは7市でございます。認めているとしても、代表者会議、議運の出席、傍聴等を許可しないと、制限を設けているところあるようでございます。一人一人の議員が同じ権利を持つという意味では、やはり同じように公正に扱う必要が、検討する必要もあるんじゃないかと思っております。

1つは、議案に対する会派の意見表明は1つとするということでございますけども、会

派というものは基本的には議会において政治上の主義、理念、政策を共通する議員が集まった団体ということがウィキペディア等にも書いてございますけども、そのように定義されております。役職をとるためだけの会派の設立とかそういうのは論外でございますけども、しっかりとした会派の運営、また基本的には会派の意見表明は1つとすることを考えていくというか、そういうことを申し上げる必要もあるんじゃないかなと思っております。

議員定数の削減。私ども、理事者側に対しては非常に厳しいことを言っております。しかし、厳しい情勢を鑑み、議会みずからやはり範を示していく必要があるんじゃないかということでございます。

市長、教育委員会が任命、委嘱する各種委員についてでございますけども、やはり私ども二元代表制の一方の代表でございます。議員報酬というものをいただいている以上は、原則として委員報酬というものは受けなくてもいいんじゃないかということを考えました。

まとめでございます。やはり私たちは、今までの日本をつくり上げてきた高齢者のために、そして未来を担う子どもたちのために、分権社会の到来による基礎的自治体の責務と役務の役割をしっかりと受けとめてやっていかななくてはならないということでございます。

ちょっと駆け足になってしまったわけでございますけども、私ども自由民主党創政会といたしましては、以上を申し上げましたことを踏まえまして、あしたの調布市のためにしっかりと責任ある市政を取り組んでまいりたいと思っております。

なかなかつたない説明でございましたけども、以上で自由民主党創政会を代表しての会派の改革に向けての説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長から確認をお願いいたします。

○伊藤座長

林委員さんにおかれましては、多岐にわたりましての御提案、ありがとうございました。幾つかの確認をさせていただきたいと思っております。

まず、開かれた議会のためということの中に、日程及び開会時間の原則決定、公表をという御提案をいただきました。この基本的な時間というものをすべて決めておく約束事として定めるという解釈でよろしいでしょうか。まずその点を。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

委員会等については、説明の中で申し上げたとおり、今現在は委員長会議等で直前に決まっているという状況でございます。これを例えば10時とか原則決定していくことによっ

て、傍聴者の方が例えば建設委員会は何時に始まるんだろうとか、そういうことを考えなくても、傍聴に行きたいんだったら、まず10時だったなど。状況によっては変更されることもあるかもしれません。現地調査とかになってですね。やはりなるべく市民の視点から見たときに、また市民への見える化を考えたときには、こういった決められるものは、市民サイドから見た形で考えていく必要があるのではないかということで提案をさせていただいたところでございます。

○伊藤座長

それでは、もう2、3点いきますが、議会の活性化に向けてという御提案をいただいております。その中で、まずは一問一答という御提案をいただいております。一問一答につきましては、例えば時間制限をどのくらいも受けるのか、具体的な中身については、いずれいろいろな機会が設けられますので、そこで御発言いただきたいと思いますが、基本的に例えば一問一答だけに限るのか、場合によっては、今まで通りのやり方も許すのか、その辺の幅といたしましょうか、その辺のお考えはどうでしょうか。

○林委員

その詳細につきましては、意見がまとまっているところではありませんけれども、いろいろな方法があつていいと思うんです。最初から一問一答式でなくてはいけないということはないと思いますし、今までのような形で一括質問、そして一括答弁、それに伴って再質問、再々質問という形でやっていくほうが、だんだん詰めていけるからいいんだよという方もいらっしゃるでしょうし、それとも国会の予算委員会等のように、一つ一つを詰めていったほうがやりやすいという方もいらっしゃるでしょうし、選択の幅を広げるという意味で、いろんな形があつてもいいのかなというふうには思っております。

○伊藤座長

それでは、次、委員会の活性化でありますけども、ちょうど今、このスタイルがコの字型のスタイルだと思うんですね。これを想定して、それぞれの委員会が開催し、委員さん同士が討議をすると。その中で方向性を定めて、結論を導き出していくということだというふうに思っていますが、例えば部屋の状況を考えますと、委員会室の中にこのセッティングをしたときに、理事者の皆さんの人数が今かなり多いんですね。人数を例えばこのことによって減らす、必要があれば呼ぶというような感じも描いておりますでしょうかね。

○林委員

そこら辺についても詳細まで意見をまとめ切れているわけではございませんけれども、今現在、理事者の方々におかれてもそれぞれ仕事を持っているわけですから、場合によってはそういう形も考えられるのかなと。また、必要に応じては、例えば副市長さ

んにも来ていただきたいとか、いろいろな意見が会派の中ではあったところでございますので、全員最初から最後までいなきゃいけないということについても、議論を詰めていく中でまとめていけるのであれば、必要に応じてお越しいただくということも1つの方法じゃないかなというふうに思います。

○伊藤座長

あともう1つ、2つなんですが、一般質問の申請をいただく時間が今、1日半あるわけですね。それをくじ引きでということになりますと、どこかの一定の時間に集まっていた場合が1つ考えられる。もう一方は、受け付けと同時にくじを引いて、その場で順番が決まっていくという方法もあると思いますけれども、基本的に早く来たから早い番号になるというのが今の状況ですね。ですから、基本的にそういうことを完全になくすということの考え方ですね。

○林委員

そのとおりでございます。具体的な方法論については、やはりこれもまとめているわけじゃございませんけども、今の1日半ある中で、どうしても受け付け初日の一番最初の時間帯と受け付け最終日の締め切り時間の寸前に集中しているという現実の状況をかんがみて、やはり事務方から見ての効率性というか、負担の平準化という問題、それといつ来ても順番は公平に決まっていくんだということがあれば、例えば病気でどうしてもその後、一般質問を最初にしたいんだけども、ぐあいが悪いんだというときに無理して行かなくてもいい。例えばですね。

○伊藤座長

最後にもう1点。議案を電子化するという事なんですけれども、例えばそういう機器に弱いとか、私なんか弱いほうなんですけれども、そういう方の対応も一方ではするという事も選択されておりますでしょうか。

○林委員

少なくとも私個人的には、選択制でいいのかなというふうに思っています。それは、自分のやりやすい形で選べばよろしいかと思えますし、将来的に全員が受け入れる環境が整った段階で、初めて全部そういう形にしていけばいいのかなと思っています。

○伊藤座長

ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。お席のほうにお戻りください。

続きまして、民主・社民の会、井上委員さんからお願いいたします。

○井上委員

こんにちは。民主・社民の会を代表いたしまして、議会改革の検討案についての御説明をさせていただきます。

まず、10月4日に5分間ということで、我々の会派の検討案についてざっと御説明させていただいたわけでありますけれども、その中でより傍聴意欲が高まる議会を目指していくべきであるという点、見てわかりやすい、興味を持てる議論展開がなされるべきであるという点につきまして、そして協議に時間を費やした部分については、少数意見の尊重、議論を深めるということは大変重要なことではありますけれども、しっかり何らかの結論が導き出せる、こうした議論のあり方を推進するべきではないかということについて、思いとしてお話をさせていただきました。

この点を含みまして、まず皆さんのほうで資料3ということで行っているかと思いますが、我々の会派といたしまして、会派の主張として優先順位が高いところから御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

我々の会派といたしましては、議会運営委員会、法令の定めに基づき、運営についても議会運営全般を所管事項とする、先例申し合わせ事項の議会運営委員会の所管事項とするというふうに記載しておりますけれども、現在、非公開の会議であります幹事長会議の中でまずは議論がなされると。その上で、議会運営委員会が行われ、こういう言い方が適切かどうかはわかりませんが、幹事長会議の追認をしているような印象を私自身は受けているところでもあります。

例えば、実際には幹事長会議では決められないような事項についても、当然議会運営委員会に諮られることがありません。こうした状況を鑑みまして、まさに開かれた議会というものを実現していくためには、法定委員会である議会運営委員会において公開のもとで議論をしっかり進めていく必要性というものを会派としては強く感じているところであります。

議会運営委員会については、傍聴に関しましても開かれておりますので、ここで議会運営について議論を行い、結論をしっかりと出していくということが必要なのではないかとこの御提案でございます。

続きまして、議会基本条例の制定であります。先ほど自由民主党創政会さんのほうからも、基本条例というネーミングではありませんでしたが、議会の中で何らかの考え方というものを一致して、条例化なのか、規則なのか、いろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、そうしたものをつくっていく必要があるのではないかと。改革に向けた会派として、同じ思いを持っているんだなというふうに感じさせていただいているわけでありませ

けれども、全国的にもこちらについては議会基本条例策定をされている状況であります。

我々といえども、基本的事項を定めた議会の最高規範として、しっかりとこの議会基本条例についてはこの間も提案をさせていただいたわけでありまして、より議会の権限、権能等というものをしっかりと市民の皆様方にも広くお示しをしていくというためにも、同条例の制定を実現していくことが重要であるというふうに認識をさせていただいております。この点につきましても、具体的にここでこれとこれとこれというような形での議論をさせていただくということではなくて、議論をしっかりと皆様方とともに積み重ねていった中で策定、制定について踏み込んでいきたいというふうに思っております。

続きましては、傍聴者への対応についてということでございます。こちらについても、平成15年から実施されました議会改革協議会におきまして、本会議場における車いす傍聴については、実際合意がなされているところであります。実施に向けて、前向きに検討していくという結論は出ているわけでありまして、現状ではバリアフリー化については予算的な問題が非常に大きいのかなというところがなかなかネックになっているのではないかなというふうに思っております。この辺につきましても、できる限り予算がかからない形の創意工夫というものを我々議会の中でも議論させていただき、早期に実現を図っていかねばならないというふうに思っているところであります。

この点につきましては、例えば手話通訳、要約筆記、保育施設の整備などにつきましても、予約制ということにしますと、事前に準備をすることができるという点、それからいつも手話の方を配置するという点で、やっぱりそこは費用対効果の部分も当然出てくるものではないかなというふうに思っております。傍聴するという権利がしっかりと担保していく中で、予約制ということによって、この点についても予算の面も含めてクリアしていくのではないかなということで、予約制という提案をさせていただいております。

また、傍聴者が多く入り切れなかった場合の別室の準備ということなんですけれども、特に陳情審査等においてですが、どうしても地域の非常に重要な事案について陳情を出されて、それに対して傍聴者が10人とか20人とかというような形でいらっしゃった場合の規定がないために、実際には部屋のつくり、状況に応じて、正・副委員長のご判断があらうかと思っておりますけれども、残念ながら傍聴することができないといった点につきまして、先ほど創政会さんのほうが401会議室ということで御提案があったわけでありまして、その辺も含めて各党派、この点について協議をしていき、速やかに対応していくべき問題ではないかなというふうに認識いたしております。

続きまして、本会議における質疑においてです。この点、まず委員長報告関連について御説明をさせていただきますが、委員長報告に対し、賛成、反対の討論を行えるようにし、

時間制限を1分間という形で設けるといふふうに記載をさせていただいております。これについては、現状、委員長報告については、特に陳情、請願の審査の結果について、委員長報告の拡充ということで、賛成、反対それぞれの理由が報告されるようになりました。

しかしながら、委員会の結論に対しては、現在、簡易採決方式という方式がとられているため、委員長報告に対しては反対理由の討論しか現状ではなされない。それ以外については委員長報告どおりということで、賛成の討論が実際には簡易採決方式ということがとられているために、そういう状況になっております。この点については、その方式を改めることによって、あくまで委員長報告については審査結果のみの報告をします。それによって、報告に対しての賛成、反対の討論は自由に行うことができると。当然、これは時間制限を設けるといふことで、我々の会派としては、1分といふふうに提案させていただいておりますけれども、この点については屋上屋を重ねるような議論にもなっているのかなといふふうに思いますので、改革をこの間してきたわけでありましてけれども、よりよいものに制度を高めていくということで、御提案をさせていただいているものでございます。

次に、本会議における質疑、一般質問の対面式、一問一答方式に改め、反問権を与えるという点についてであります。冒頭で、傍聴意欲が高まる議会へといふことでお話をさせていただきましたが、地方議会における議論というのは、特にその内容が生活に密着にしているということもありますので、地域住民の皆様方に対しましてもどのような議論がなされているのか、常に発信をし続けなければならないといふふうに強く思っております。そのためにも、傍聴意欲が高まる議会を目指していく必要があるかと。その中で、対面式の一問一答方式の導入につきましては、非常に大きな効果があるのではないかといふふうに考えております。

また、あわせて、市長に対する反問権の付与ということも行ふことによりまして、緊張関係が保たれた議論がなされるためにも有効な手段なのではないかといふふうに思われます。

先日、青森県で行われましたフォーラムの中でも、反問権を与えることが議員の資質向上に資するといった報告がなされたといふふうに私自身は伺っていないんですけども、うちの会派のメンバーからもそうした報告を受けておりますので、この意義については、議員の皆様方とも認識を同じくするのではないかなといふふうに感じているところでございます。

あわせて、対面式についてなんですけれども、実際、今、調布の本会議場の構造からして、議長席があって、速記の方の席、真ん中のところがあいていて、そこに何らかの形で演台をといふふうに考えたんですけども、やはり予算の部分が非常に大きいのかなと。

工事をするのに幾らぐらいかかっているのかというところも考えますと、そのやり方については、皆様方と協議をしていく中で実施をしていく必要があるのかなど。特に、この予算については、できる限りコストをかけない形の中で、こうしたより見ていて興味がわくような議論ができる形にしていきたいというふうに思っております。

続いて、市長提出議案の上程時質疑における通告制と時間制限の実施ということですが、現在、市長提出議案については、通告制がとられていません。それによつては、開会時間が非常に不透明であったりという弊害、影響も出てきているところでございます。通告制を導入すること、それから時間制限をしっかりと設けていくことによつて、こうした影響にも対応できるのではないかと。さらに、質問議員がどのような観点から事案に関しての質疑を行おうとしているのか、この点についても各議員の中で問題意識が共有されることにもつながるのではないかとというふうに考えております。

次に、その他事項ということをお願いします。その他事項、2点目ですけれども、災害時における議員対応を明確にするための申し合わせ事項の作成。この点については、議会として災害が起こった際に一体どのような対応を行っているのか、この点については非常に見えにくい状況なのではないかとというふうに感じております。

我々調布市議会の議員は、28人中28人全員が調布市民だと。一般質問等でも職員の方の市内在住率を高めていく必要があるといった質問についても、議員の皆様方が提案されているわけでありましてけれども、少なくとも全員が調布市民である我々市議会議員が有事の際、災害が起こった際などに具体的にどういう取り決めというものがなされていて、具体的にどういうことをしていくのかということをやはり規定していく必要があるのではないかとというふうに強く感じています。

調布市内で災害があった場合にどのような形で対応するのかという申し合わせ、さらに他の自治体が今回の東日本大震災におけるボランティア、あるいは義援金等の対応についてもそうなんですけれども、他自治体が被災した場合の対応、これらにつきましても、日常的に緊急対策については議論して、備えておく必要があるのではないかと強く思っております。この点について、そのきっかけといたしまして、この提案をさせていただくものであります。

続いて、議員配付資料の簡素化、電子データ化というところなんですけれども、具体的に1つの例といたしまして、市議会会議録の配付を各党派1冊、プラス希望者に改める等というふうに書かせていただいておりますが、現状では市議会の会議録、議事録に関しては、毎定例会以降、おおよそ3カ月後ぐらいをめどとされているんだと思うんですけれども、全議員にその会議録が配付されているという状況になっております。これに関しては、

本の検索のしやすさというのは確かにあろうかと思いますが、インターネットの検索も実際には行える状況である中で、例えば我々の会派7名の会派ですけれども、会派に7冊議事録が来たときに、そこまで要らないんじゃないかといった部分から削減をしていくことが重要なのではないかということにつきましては、常日ごろ会派の中での議論もさされているところでございます。この点につきましては、具体的には議事録の話をさせていただきましたが、議案書等さまざまな部分で紙媒体による資料をより削減していくことにもつながっていくのではないかとということで御提案をさせていただいているものでございます。

最後に、議場の開放などフィルムコミッションへの議会の協力という点であります、開かれた議会、あるいはより身近な議会というものを実現していくために、特に議場が市議会の市の中での非常にさまざまな物事を決めていく意思決定機関であるということで、当然風格というか、しっかりとした状況で存在しなければいけないというのももちろん片側の考え方としてはあろうかと思いますが、そうした中でより身近な開かれた議会というものを標榜していくためには、積極的に議場を開放していく、議場ってこういうところだったんだなというふうに市民の皆様方にも御理解いただけるような取り組みをより進めていく必要があるのではないかとということで御提案させていただくものでございます。

以上、大きくは4点につきまして御提案をさせていただいてまいりました。先ほど議長の冒頭の御発言の中での質疑で私申し上げましたけれども、この議会ですさまざまな議論、当然あろうかと思いますが、一つ一つの議論を深めていくのは重要なんですけども、よりスピーディーに改革を進めていくという点についても、私自身は非常に重要であるというふうに思っております。

12月議会まで、9月が終わって10月に入っている状況でありますけれども、よりスピーディーにこの議会の中で議論をされた内容が改革として12月にもこんなことが改正されたんだよということが示せるような改革検討代表者会議になりますことを強く思いをはせながら、私からの提案とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長から確認をお願いいたします。

○伊藤座長

しっかりとそれぞれの御提案をいただきました。幾つかについて確認をさせていただきたいと思っておりますのは、まず一問一答は、創政会さんのほうからも御提案されておりました。その中で、反問権を与えるという中で、市長にということがございましたが、場

合によっては、または議会によっては、理事者それぞれに反問権を与えているということも確認を私自身がしているんですが、市長のみの反問権ということでしょうか。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

今ここでは、市長にということで提案させていただいたんですけれども、まず走り出しというんですか、スタートするに当たって、ここでまずは市長にという思いで提案させていただきました。そもそも反問権を与えるか与えないかという議論もこれから詰められていくものであるというふうに思っておりますけれども、まずは市長に反問権を与えるというところをきっかけとして、その後、部長職の方々を含めて広げていくことは、可能性として十分あるのかなというふうに認識いたしております。

以上です。

○伊藤座長

もう1つは、委員長報告に対しての賛成、反対の討論を行えるようにしろということだと思いますが、例えば現行の委員長報告が拡充されてまだ間もないわけでありまして、拡充の内容をなお一層拡充をするという方法、そしてその討論を屋上屋にならないようにという基本的なところから考えますと、委員長報告の内容のみで採決を行う、このことの考え方はいかがでしょうか。

○井上委員

私自身は、これが拡充をされた中で、委員長報告の中ですべての委員会で出た意見等が集約できるかということ、それは例えば討論される方の声のトーンであるとか、具体的に熱を入れる部分の提案とか、そういうものに関しては、基本的に制限すべきではないというふうに思っております。

ただ、時間制限は当然必要だということで御提案させていただいておりますけれども、基本、議員の発言権を制限することはどうなのか、時間ではなくて発言する権利ですね。と思っておりますので、この点については委員長が委員会における賛成、反対の理由を述べるということをカットしてでも、各委員の皆様方が具体的に私はこうなんだということ主張できるほうがよりいいのではないかとということで御意見させていただいております。

○伊藤座長

議会運営委員会の位置づけがもう少し明確にすべきだということの御提案だと思いますが、現在は我が市議会の先例申し合わせ事項にのっとるものについては幹事長会議で、そのほかのものについては議運でといった縛りが以前あって、そのとおりに進行してきたわ

けでありまして、これが直近でありますけれども、その限りではないということも現在確認されているんですが、そのことをなお一層明確に議運のほうに権限を与えるという御発想でしょうか。

○井上委員

その点につきましては、全国的にもいろいろな決め事を議会の中で行っていくに当たって、各議会ごとにそれぞれ考え方、やりかたというのはあろうかと思うんですけれども、実際、調布の市議会の中で幹事長会議についての先例の確認というものがされてきたわけでありまして、それが果たして確認された内容ということで、しっかりと議論が進んでいるのかというと、そこはどうかかなという部分が我々の会派といたしましては感じているところであります。

具体的に明確に議会運営委員会の中でしっかりと公開していくという議論、それから結論が導き出せるのがやはり議会運営委員会であると。さらに、法定委員会である、こうした点から、我々といたしましては、ぜひ議会運営委員会の権限というものも調布市議会としてはしっかりとこうなんだという位置づけを行っていくべきであるということで御提案させていただきます。

○伊藤座長

それでは、最後に、大変興味があります皆さんから何だろうと思われたような御提案だと思いますが、災害時における議員の対応を明確化すべきだという御提案であります。例えば現段階では、大きな災害が発生したときに、議会として何にも位置づけがないというのは、井上委員さんのおっしゃるとおりだというふうに思うんですね。

議会としてというか、議員としての責務というか、そうした形を定めて、例えば発災したときには、市の中で立ち上げられる災害対策本部などに議会としても参画するというのも1つの方法かと思いますが、それ以外に広域的な災害が発生したときに、議員としての責務というのは、例えばどんなことが考えられますでしょうか。

○井上委員

具体的にそもそも論なんですけれども、各議員の皆様方というのが、地域事情に精通されている方が多いのかなというふうに思っております。そういう状況の中で、対策本部への参画等ということがございましたけれども、より地域の中での情報伝達というんですかね、自治会のトップの方に情報を流すことによって、そこからより早く広範に情報が流れていくということも考え方としてはあろうかと思っております。そこまでをどの地域はだれとか、そこで自治会のだれに情報を流すというところまでの取り決めではないとしても、やはり広く地域の皆様方に情報が行き交う形の1つのかなめとして、我々日常的に調布市政に関

与しているわけでありますから、そういう部分、より情報の深いところ、広いところをお伝えするためには、議員が地域の中で活動するということがあり得るのかなと。

それについては、特に現状では例えば東日本大震災もそうでしょうし、先日の台風のときもそうだったかと思えますけども、個々の議員の皆様方が地域の中で活動されているというのは、いろいろとお話もお伺いをしていますし、それについて阻害するものではないんですけども、特に情報の伝達が一本化しているという形での取り決めも実はないというところに私は問題意識を持っていますので、会派としてそうした点について具体的に一定の取り決めをしていくべきであるという提案をさせていただきたいと思えます。

○伊藤座長

ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、井上委員、お席のほうにお戻りください。

それでは、ここで若干の休憩をとりたいと思えます。11時15分に再開いたしますので、時間のほう厳守していただければと思えます。よろしく願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時16分 開議

○川畑副座長

それでは、代表者会議を再開いたします。

公明党の小林委員さん、お願いいたします。小林委員さん。

○小林委員

こんにちは。公明党の小林でございます。それでは、公明党の議会改革提案を説明させていただきます。

今、一部の自治体で知事や市長など首長と議会が激しく対立して、紛糾するという事態が起き、そのことから地方議会や地方議員のあり方に対するさまざまな問題提起がされているところでございます。例えば議会が総与党化している、あるいは行政を監視する機能を十分に果たしていない、議員の仕事ぶりが見えにくいなどといった指摘があります。

調布市が今進めている自治基本条例での市民アンケートを見ますと、市議会は何をやっているのかわからない、議会や議員の顔が見えないとか、年約1,000万も報酬をもらうなら、年間60日の議会ではなく、議員は365日働くべきだとか、市長のふれあいトークに議員も出るべき、あるいは住民と語り合う機会がない等々という市民からの御意見があるようであります。

そこで、私たち公明党は、このような問題提起を受けとめ、住民の目線に立ち、住民自治を強化する観点から、議会改革を提案させていただくものであります。今、日本の地方自治体では、首長も議員も住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとっておりますが、この二元代表制の機能を十分に発揮させることが住民自治の強化につながると思います。選挙で1人だけ選ばれる市長は、自治体の長として大きな行政権限を持っているのに対して、私ども複数人で選ばれる議会の議員には、行政を監視し、住民の多様な声を行政に届けて、反映させる大切な役割があります。このため、議会が十分に機能を発揮して初めて住民自治が実現するわけであります。このような観点からまとめたのが今回の提案であります。

まず1つ目は、市民にわかりやすい議会ルール、議会基本条例の制定が必要だと考えております。地方議会には、行政側への監視機能や政策立案機能が求められております。この議会の役割を明確にするために、議会基本条例の制定が必要であります。その中で、政策に関して議会と首長が対立した場合は、第三者機関による調停や住民投票を実施するなど、新たな政策決定プロセスのルール化を目指したいと考えております。

これまでの議会ルールは、地方自治法をもとに規則や申し合わせ事項によって運営されておりますが、個別でばらばらに記載されており、議員の権限や役割について、一括してわかるように明示された条例が必要ではないかと考えます。市と議会は車の両輪であります。今、市は自治基本条例をつくろうとしておりますが、これと議会基本条例はセットであるというふうに私どもは考えるところであります。

2つ目は、市民にわかりやすい議会運営であります。本来、議会は首長に対する機関であり、議会の意思を統一して市長にぶつけることが重要であります。しかし、議会の招集権が首長に限られており、議会の意思で自由に開くことができません。そこで、議会の招集権を議長にも与えていくことを推進していきたいと考えておりますが、まず通年議会を提案するところであります。年1回、首長が議会を招集し、会期にとらわれず、十分に活発な議論を行うため、議長の判断でいつでも本会議が開ける、あるいは委員会を開けるようにし、議会の議決を経ない首長による専決処分の抑制も可能となります。緊急時の議題に即座に対応でき、議会の議決の案件も拡大することができます。

例えば年 365日議会が開かれるということになれば、市民にも大変理解されやすいと思いますし、例えば行政視察ということについても、会期中に議会に必要な調査のためということであれば、市民にも理解しやすいというふうに思うところであります。

次に、一問一答の質問方式であります。形式的ではなく、自由で緊張感のある質疑が行われ、行政とのなれ合わない議会となるのではないかと思います。一問一答方式、あるいは今までの一括質問方式、いずれも選べるようなことができる規定を盛り込むことも可能

だというふうに思います。市長の反問権もここではセットになるのではないかと思います。先ほどの議論の中で市長、あるいは行政側というふうにも言えるというふうに私は理解するところでありますので、市長だけにこだわるということではないかというふうに思いますが、こういう反問権もセットにすべきだというふうに思うところであります。

続いて3つ目は、市民からよく見える議会活動であります。まず提案は、委員会の出前議会を提案いたします。本会議の出前については、会議の制約もあり、ちょっと難しいかなとは思いますが、地域住民にかかわりが深く、関心が高い議案の審議に際しては、委員会の出前議会を例えば東西地域センター等々でこれを活用して開催するものであります。

次に、議会報告会を提案いたします。議会として、各地域で報告会を開催するものであります。これは、各議員が議会を代表して自治体の課題や議案の争点を市民の皆さんにわかりやすく提示するものであります。これを取り入れている市では、相当な準備が必要だというふうに聞いておりますけれども、議会側がしっかり勉強し、そして市民の皆さんに説明をしていく、このことが必要ではないかと思えます。また、ある議会では、議会報告会への参加者人数をやはりふやしていきたいという思いから、各議員が駅前で議会開催通知が入ったティッシュを配って、多くの市民の方々に報告会に来てもらいたいという取り組みをしているとお伺いをしているところであります。

次に4つ目でございますが、市民が直接参加する議会であります。「(仮称) 議会ふれあいミーティング」を提案するものであります。市長は、毎月のふれあいミーティングで、市民の皆さんと対話を今されています。毎月されているんでしょうか。私たち議会としても、市民の皆さんの声を直接お聞きし、住民の声を議会に直接反映させる機会を確保したいと考えるものであります。そのことにより、市の施策、政策への議論に参加できる場づくりというふうに考えるものであります。

5つ目は、議会の権能強化が必要と考えるところであります。それは、行政への監視機能強化と政策提言機能強化であります。議会の権能を強化するには、先ほどお話ししました通年議会や専決処分の抑制、あるいは公会計制度の改革等々、監視機能を強めていかなければならないというふうに思います。

また、議会事務局における法務、あるいは調査スタッフの確保など、議会をサポートする体制の拡充を図るとともに、政策提案する仕組みをつくることでもあります。そのためには、議会基本条例の制定が必要であります。そこでまず、私どもは議員全員が議会基本条例についての研修を受講する必要があるのではないかと考えるところであります。ここに記載してある加藤氏、この方は小平の方ですけれども、全国市議会議長会にもとお勤めの方ですが加藤氏、あるいは法政大学の廣瀬氏、このほかにもさきの全国議長会研修にパ

ネラーで来られていた伊賀市の安本議長さんの話も大変ざっくばらんでよかったというように参加された議員からも聞いております。こういう方々に来ていただいて、まず議員みずからが議会基本条例についての課題や問題点も含めて、まず研修を受けていくことが必要ではないかと思えます。

そして、今後、議会基本条例への例えば市民アンケートや、あるいはパブリックコメントを集約しながら、条例制定に向け、ここにも書いてありますけど、特別委員会というものをつくって、議員の中で議論を重ねていく、私はこのことが必要ではないかと思って提案させていただいているところであります。

基本条例は議会の憲法とも言われるものであります。基本条例をしっかり目指して、各議員一丸となって議論を重ね、そしてまたこれをしっかり運営していく、回していくことが必要かなというふうに思っておりますので、提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長さん、お願いします。

○伊藤座長

ありがとうございました。公明党の皆さんにはそれぞれ具体的な事例、もしくはそれぞれ勉強してきた内容も含めて、今お話をいただいたというふうに思っております。その中で、例えば本委員会でこれから先、いろいろな議論が重ねられ、そして結論が見出せる、それが幾つも幾つも重ねていって、最終的にこれだけの数のものが改革できた、もしくは議会の方向性が示すものができた、イコールこれが最終的に前段、創政会さん、民主・社民の会さん、公明党さん含めて条例化すべきだという御提案をいただいていることを前提にお聞きしますけれども、例えばこういう委員会で重ねていった結論、最終的にできたのが条例化できる、このことも1つの方法かと思うんですが、あくまでも最終的に述べている特別委員会というお気持ちに変わりはないのでしょうか。

○川畑副座長

小林委員さん。

○小林委員

この場での議論がこれからどうなるか、私どもも見えていないのでわかりませんが、何でもかんでも特別委員会という話をしてはなりません。議会基本条例をつくろうという過程の中で、やはり議論をする場が必要であり、この中でそれができるのであれば、それはそれでいいのではないかというふうに今思っております。

○伊藤座長

もう1点、大変興味深い通年議会の御提案がされています。通年議会になりますと、今年4回、市長のほうから議会に要請をいただき、議会として議長が判断をし、開催するということになるんですけれども、通年でいきますと、例えば逆なパターン、阿久根市さんの市長の逆のような議長さんが出たときに、すべてノーだ、市長の要請しているこういった議会は、私は開かんというような議長さんが出ないとも限らない。そういう場合も考えられるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどう考えますか。

○小林委員

良識がある議長さんが選ばれるわけですから、そういうことは考えられないとは思いますが、ただ議会ですから、やはり最終的には多数をもって構成されるわけですので、その辺のところはやはり常識のある運営をしてただける、これは市長も当然そういうことでありますし、今回、特に阿久根市等々については、本当に異例のことでもありますけれども、やはり市民は議会は年20日の4回、80日、これしかやっていないのに、そんなに報酬をもらっているという見方をしているのが一般的な市民の皆さんかなというふうにお聞きしております。

ですから、逆に通年のいつでも議会が開ける体制が起きていれば、例えば今、各議会ごとに専決処分で事故報告等々ありますけれども、それに対する質疑も市長に行えることもできるわけです。勝手に阿久根市のような特別な市長が生まれるとは思いませんけれども、それも出てきたわけですので、調布としても通年議会を開くことを議論の中でとりあえず提案しているわけですので、やはり皆さんの議論の中でそういう方向がいいということであれば進めていただければなということで提案させていただきましたので、よろしく御検討のほどお願いしたいと思います。

○伊藤座長

最後に1点、お考えをお聞きしたいなと思うのは、例えば委員会の出前という御提案がありますね。この出前の場所、例えばどういうところを想定しているのか、例えば試験的といいたいでしょうか、この委員会をどこかでやるというようなことも1つの可能性があると思うんですけれども、場所の設定というのはどういうお考えでしょうかね。

○小林委員

先ほどお話ししました本会議は28人、あるいは行政スタッフが入るようなところというのは相当難しいかなと思いますので、委員会であれば7人、10人以内ですけれども、こういう場を例えば地域センターとか公共施設、あるいは公民館というような場で、例えばところどころで問題提起されるような、例えばごみ処理場では深大寺地域センターで建設委

員会をその場で今も進んでいますけれども、そういうものをすることによって、多くの地元の方々が傍聴に来てみたいなど。やはり役所に来るのはなかなか大変だということも近場でやることができればできるのではないかなというふうに考えるところであります。

○伊藤座長

ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、日本共産党の雨宮委員さん、お願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

どうも皆さん、お疲れさまです。日本共産党の雨宮でございます。午前中最後となろうかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

提案の説明に先駆けまして、先ほど公明党の小林委員さんから若干の紹介がありましたけれども、先だって青森で行われました市議会議長会主催の研究フォーラム、調布市議会ではおおよそ半数を超える議員の皆さんが出席され、またきょうの代表者会議の委員さんが多数参加されておりました。これは、その報告集、発言集です。私も現場でいろいろな方の発言を聞いていて、とりわけ議会基本条例の策定やそれを実施している4人の議長さんの発言、副議長さんの発言には、非常に高い決意と気概が感じられました。今、地方自治体の議会というのはどうあらねばならないのか、この問題意識が非常に強烈に伝わってまいりました。そういうことも含めて、この代表者会議での議論を建設的、積極的に進めていけたらなと改めて痛感したところであります。

それでは、具体的な中身について触れていきます。

10月4日の第1回目の提案の際にもお話しした内容ですけれども、私どもの提案の骨格、4つの大きな要素であります。ここにありますように、第1には調布市議会としての本来的なあり方や権能、議員としてのあり方などの基本的な事項を定める議会基本条例の制定、この問題について後でまた触れます。2つのグループとしては、似たような話かもしれませんが、議会としての基本的なあり方、あるいは議案の審議、審査などについての改善、変更に関する問題であります。3つ目としては、市民により開かれた市議会へと発展させる上で、公開方法などについての事項であります。そして最後ですけれども、こうした一連の改革を進めていく上で、サポート役としての議会事務局の体制整備といえますか、これに係る内容であります。

第1番目の基本条例の問題ですけれども、この問題については、既にこれまで提案、プレゼンされた会派の皆さん、あるいはこれから提案される皆さん方の中にも基本条例とい

う言葉では一致しているように私は理解しているところであります。先ほども言いましたように、調布市議会の本来的なあり方、あるいは権能、議員としてのあり方の基本的な事項を定めるものであります。そして、この条例の策定に当たりましては、公明党さんと同様に特別委員会を設置することが望ましいというように私は考えております。

大きな2つ目です。議会のありよう、この問題についてはどういうふうに確認をする必要があるのか、改めて申し述べておきたいというふうに思います。2つありまして、1つは前回の議会改革協議会の中でも確認されていることでありますけれども、民主主義、あるいは公平性という立場から、調布会派の皆さんの意見も尊重すること、そして2つ目、幹事長会議におけるいわゆる1人会派と言われている議員の方に対するオブザーバー呼称をやめようではないかという提案であります。

それから、3つ目ですけれども、これはいわゆる予算、決算の審議にかかわる方式の変更といいますか、特別委員会の設置を提案するものであります。予算や決算の審議に当たって、現在、調布市の議会としては、いわゆる常任委員会に付託して、多くの日時を費やして非常に詳細にわたる議論をしているということ自身については、私は高く評価しているところです。ただ、特に一番肝心かなめの予算について政策変更を求めようと思って、委員会では特別職、とりわけ市長の出席がありませんので、当然、理事者の補助職としての部長さんでは政策変更の意思決定はできない、この問題点は改善していく必要があるというふうに常々考えているところであります。

そこで、特別委員会を立ち上げて、市長を初めとする特別職の出席のもとでまず総括的な質疑を行う。そして、詳細な議論については現状どおり各所管の常任委員会で行うと、いわば2階建て方式を提案したいと思います。予算、決算の特別委員会の審議方式については、いろいろなやり方が各市議会でありまして、例えば特別委員会の日程を決めて、所管ごとに日にちを設定して、じっくりした議論をやっているというふうな議会もあるそうです。ですから、この特別委員会の設置ということを大きな前提に立ちながら、具体的な運営の仕方については、十分議論を詰めていけばいいのかなというふうに今のところ考えているところであります。

大きな4番目、審査方法についてです。これも既に提案されている中身がありますし、そういう意味では重複になる部分もありますし、新たなものもあります。全部で6点ぐらいになるんですけれども。

まず1点目は、1日1常任委員会の開催ということであります。そして、この常任委員会については、必要に応じて特別職の出席を求めることができると。義務づけではありません。委員会側、議会側から要請をすることができるとしたものであります。ここに書き

ましたように、4つの常任委員会が同時開催では、特別職の出席ということとあわせて、市民の皆さん方に対して傍聴の保障が担保できないということが言えると思います。

2つ目ですけれども、委員会での議論については、これも既に何人かの方から提案がありましたけれども、いわゆる議員同士の対角討論、自由討論への移行を目指す。もちろん、この場合に理事者への質疑が一切できないということではありません。理事者側説明員の役割というのは、議員が持っているいろいろなまさに議をただすという立場ですから、質疑は従来どおり保障しながら、中身の議論については議員同士の自由討論。これを物理的、形態的に保障といいますか、つくり上げるものとして、先ほども出ておりましたけれども、議員テーブル、こんな形をイメージしていただければいいと思いますけれども、どうであつてもこうであつてもいいんですけれども、要するに円卓形式の議論ができるような形態を採用しようではないかということでもあります。

それから、議員提出議案、主に意見書になるかとも思いますけれども、これは本会議の上程時に質疑討論を認めるというふうにすることを提案したいと思います。現状では、一応議長さんのほうから諮られますけれども、実態的には質疑討論がないために、提出議案に対しての態度決定がよくわからないということがあろうかと思えます。そこで、質疑討論を認めることによって、それぞれの必要性を認めた会派の議員からの態度表明をするということになろうかと思えます。

審査方法の問題での4点目です。議案について討論の申し出があった場合は、原則として認める。これは、先ほど委員長報告と討論、屋上屋を重ねるものだというふうな指摘もありましたけれども、私は委員長報告の中でのそれぞれの会派や議員のいわゆる報告、説明と討論というのは本質的に違うというふうに考えております。討論というのは、言うまでもないことですが、それぞれの議員や会派の皆さんがみずからの考え方を発言することによって、本来的に言うと、自分以外の議員さんに態度の変更を迫るのが本来の討論の意味合いなんですよ。ですから、そういう点からいくと、委員長報告の中で同じようなことが重ねられたとしても、そのことをもって討論に変えるということにはならないというふうに私は理解しております。

5番目です。これは、現在、本会議場におきましては、いわゆるパネルなどの補助資料をすることについては、あらかじめ議長に申し入れることとされております。これを常任委員会、あるいは特別委員会も同一ですけれども、委員会にも適用しようということでもあります。もちろん無秩序な持ち込みは認められませんので、そのかわりには、本会議にならって常任委員長にあらかじめ申し入れることとします、そして、これは混乱の回避ということが主要な目的でありますから、あくまでも議長、あるいは委員長による許可承認制

ではないということを確認しておきたいと思います。

また、6番目ですけれども、代表質問の答弁に対して、再質問というのか、あるいはまとめというのか、要するに先ほどの反問権じゃありませんけれども、議員の側からの市長答弁に対する意見表明という機会を新たに保障する必要があるんじゃないかということからの提案であります。

陳情請願の扱いについてです。この問題につきまして、まず第1に、拇印も含めて押印がないものについては、正式な数としてはカウントしないということにされておりますけれども、現状でも既に押印がないものの数については、委員会で報告されているというのが現状でありますので、それを明文規定にするということでもあります。

また、請願陳情について、提出者から趣旨説明をしたいという希望をする申し出があった際には、説明を受けることができることとします。実は、前回の議会協の際には、私どもがこの問題では議会、委員会として趣旨説明を受けるものとするという半ば義務規定という提案をしていましたけれども、これはあくまでも提出者の意思意向を尊重して、希望される場合には、しかもこれも委員会、議会側にも義務づけではなくて、説明を受けることができるという規定としたいと考えております。

次です。議会の公開といいますか、開かれた議会へさらに進めるために、数点に及びます。

第1は、土曜日、日曜日、夜間などの市議会の開催です。これはここにあるとおりです。より市民参加、傍聴等の保障を拡大する。それから、常任委員会、特別委員会については、公開を原則とする。現在でも、事実上は原則じゃないけど、公開は100%、ほぼ担保されておりますけれども、ただ委員会開催冒頭に各常任委員長による傍聴を許すことを諮るという実態になっておりますので、これも本会議と同じように原則公開として明文化することを提案しておきたいと思います。もちろん、案件によっては秘密会ということが求められる自体も起こりますので、これは当然担保されるものであります。

また、常任委員長も現在本会議で行われていることと同じような手法というのはいろいろあります。ここにありますように、インターネット中継もあれば、ホームページ等々いろいろありますけれども、本会議に準じた方法で市民に公開をするということでもあります。

それから、議会としての報告会です。これは、それぞれ議員個人の資格といいますか、活動の一環として現在でも多数のことが行われていると思いますけれども、市議会の機関として地域における出前報告会的なものを行っていく必要があるんじゃないかという趣旨からの提案であります。

本会議場のバリアフリー化の問題です。これも多くの方が提案されているように、いろ

いろな形の障害、あるいは議場に入れないというあたり、聴覚、視覚、いろいろな障害がありますけれども、現実的にはそういったあらゆる障害者の方にこたえて権利を保障していくというものであります。もちろん具体的な実際の運用に当たっては、予算の問題、あるいはさまざまな諸要件がありますから、そういうものについて大いに議論を進めながら進行させていくことは当然であります。なお、車いすの傍聴については、前回の議会改革協議会で既に合意に達しているところでもありますけれども、残念ながら今日に至るまで実施されておられません。

6番目です。保育室を設置する、あるいはお子さんが平穏を維持する、静かにしているということを条件に同伴傍聴を認めたらどうかという提案であります。小さなお子さんを傍聴席に入れることについてはいろいろあると思いますけれども、静穏を維持するというところがみそでありまして、ここはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後です。最初の4つの骨格のうちの4つ目としてありました事務局機能の体制を強化して、法務、あるいは調査能力の向上を図る。これは議員の側からの願ひなんですけど、図るなんて偉そうな書き方をしていますけれども、やはりこれから許認可権の問題であるとか、あるいは先ほど紹介した中でも言われておりましたけれども、議会としてのいわゆる条例制定に対する要求というか、要請が非常に高まってくる。そういう状況の中では、人員だけでこれを処理するというか対応することには、おのずから限界があるものと考えております。

いろいろな要素がある中で、議会事務局だけ機能の強化といっても、なかなかぴんとこない点もあるかもしれませんけども、人員体制等々含めて強化していく議会としても行政側、理事者側に要請していく必要があるのではないかなという強い思いから、こういう提案をさせていただきました。

私の説明は以上、2分ちょっと余りましたので、よろしくお願ひします。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長からの確認をお願ひいたします。

○伊藤座長

共産党さんからの議会改革に当たっての提案、承りました。幾つか確認をしたいと思ひますが、まず議会条例の中において、市議会の本来のあり方の中で、審議、審査の形、形態を変更したいというような御提案ですが、例えば例をとるとどんな。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

例えば市長から条例案の提案がされますよね。そうすると、現状では条例の中身について、市の側はどういうふうに考えているんですかとか、あるいは他の法令や何かとの関係でどんなふうですかとか、それはもちろん聞いて明確にすることは必要なんですけれども、それが例えば調布の市民生活に一体どういう影響が出るのかとか、利害関係はどうなるのかといったような問題というのは、やっぱり議員同士の意見交換が重要なのではないかなと。

提案する市長の側は、仮に市民にとって不利益の問題が出てきたとします。それは言いませんよね。それは、やっぱり議員同士の議論を通じて、こういう面が利益にかなうし、しかし、こういう面はどうなんだよというようなことをお互いのそれぞれ活動している地域や階層がいろいろありますから、それを縦横に交錯させるというか、やりとりすることによって、そういう知見が広がるんじゃないかなというふうに考えています。

○伊藤座長

きょうは議論する場所じゃないので議論いたしません、今の状況の委員会を考えますと、議員同士のやりとりをとめているという状況にはないというふうに思われますね。もしそこだけを勘違いされますと困りますので、お話をしておきたいと思います。

やはり条例制定に当たっては、特別委員会を求めたいということをお話ししておりますが、この代表者会議で方向性が定まるのであれば、やぶさかではないというような思いはありますか。

○雨宮委員

研修会の4人の議長さんの報告事例の中にも、いわゆる先行方式、合意をとりながらそれを条例化していくというやり方をとっているというところもありましたよね。いずれの議長さんも共通していたのは、条例先にありきじゃないんだと。だから、特別委員会とこの代表者会議の総合的な位置関係をどうやっていくのかというのは少し議論が必要かと思います。ただ、最終的に明文規定化していく上では、やっぱり条例ですから、代表者会議というのはあくまでも任意な団体というか、機関という言い方がよくわかりませんが、そういう正確から見ても、特別委員会という正式な機関として位置づけてやっていくほうがより望ましいのではないかという問題意識です。

○伊藤座長

例えば議運に諮問をし、答申を受けるという方法、もしくは議運に付託をし、結論を求めるという方法、このことがあると思うんですけれども、議論ではありませんので、そういうことも考えられるのかなというふうにふと思って聞いていました。もう一方、例えば予算、決算の特別委員会を設置してくださいということなんですけれども、例えば今の本

会議の中での上程時の総括的な質疑ということを書いておりますけれども、何がどう変わるのかというところ。予算、決算特別委員会設置というところ。3番目。

○雨宮委員

ここは総括的な質疑とありますけれども、もっと端的に言えば、上程時質疑というのは文字どおり質疑なんですよね。疑をたず。特別委員会の中での特に市長などの特別職とのやりとりというのは、私の念頭には政策変更を迫るということも概念としては含まれているんです。ですから、質疑ということが100%妥当かということ、ちょっと違うのかもしれないけれども、そういうことなんです。

○伊藤座長

あとは、1日1常任委員会を求めています、現在の段階で考えますと、会期を決めるに当たって、今でも非常に苦労しているのが実状ですね。4常任委員会を例えば3日ずつ繰り返していくと、それだけでも12日間の日程を組み込まなきゃいけない。そういう全体的な会期というイメージはどういうふうにとらえているのでしょうか。

○雨宮委員

人のあれに乗るわけじゃありませんけども、例えば先ほどあった通年議会開会みたいな要素と組み合わせることも可能でしょうし、それから調布の場合には今まで同時開会方式がずっと長年にわたってやられてきましたから、長期間にわたる議会開会というのは余りなじまない印象が多分、皆さん方にあると思うんですよ。いろいろ聞いてみると、通年会期でなくても、4回なら4回の会期中で、1回の会期自身が1カ月とか1カ月半とかかかっているような議会も多々あるようです。ですから、そんなにやっつけられないよというなら話は別ですけども、そういうことも含めて、私は検討の俎上に乗せていただければなという思いです。

○伊藤座長

最後にいたします。議員提出議案の上程時の質疑討論を認めろというのは置いておいて、例えば議会改革を進めるに当たって考えられるのは、議員提出議案の全文を即座に何らかの形で情報発信をするということも提案されているんですね。そうなりますと、そのことでそれを変えるということでは、やはり肉声でやったほうが相手に伝わるということを重ねるということでしょうか。

○雨宮委員

質疑もそうなんですけど、特に討論が重要なんです。調布の議会は、事の是非はわきに置きますけれども、いわゆる全会一致をとっていませんから、最終的な態度としては賛成であるとした場合でも、中身にいろいろ、あるいはこの部分について自分たちはこうい

うふうに考えているんだということを表明するチャンスがないんですよね。ですから、そういうことを含めて、やっぱり市民の皆さん方の前に態度を明らかにするという意味合いで、これを提案します。

○伊藤座長

ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。お席にお戻りください。

それでは、ここで午前中は終了といたします。休息をとりたいと思います。再開時間は午後1時10分からといたしますので、よろしく願いいたします。

午後0時3分 休憩

午後1時10分 開議

○川畑副座長

それでは、代表者会議を再開いたします。午後はみんなの党調布・高橋委員さんからお願いたします。高橋委員。

○高橋委員

こんにちは。みんなの党・高橋でございます。どうぞよろしくお願い致します。前回、お手元にお配りした資料があると思うんですが、前回はいわゆるサマリーでポイントだけを記させていただいておりましたので、今回、私、改めて資料を制作させていただきましたことをご了承ください。

まず、今回の調布市議会の議会改革の御提案に当たりまして、今、最もこの議会で若い、経験のなさという意味ですが・・・若い議員の高橋でございます。今回、そういった新人議員の私が2回の定例会を終えた今、新人だからこそ感じた視点といったことを中心に、議会改革に対する御提案をさせていただこうと思います。

私がこの4カ月間の経験の中で感じたことの最大のものは、実は議会って難しいな、そしてこれを市民にどう伝えたらいいんだ、これは伝えるのは大変だということでした。ある市民からは、やはり議会中継は見たんだけど、何を議論しているのかわからない、これが多分、多くの市民の皆さんに共通の感覚なのではないかというふうを考えました。

ある識者のコメントによりますと、市民が市政に関心を示さなくなった最大の要因は、議会が住民に情報をわかりやすく伝える義務を怠ってきたからだということをおっしゃっている方がいました。そんな視点で、今回、私はとことん市民目線での御提案をさせてい

ただこうと思います。そしてまた、私が30年間、コミュニケーションの世界に携わってきた人間として、まだまだ改善の余地があるというものについて、合わせて御提案させていただこうと思います。

まずは、ねらいと方向性でございます。確認でございますが、今回の議会改革のねらいとして、市議会自体の活性化の促進、そしてより市民に開かれた議会、いわゆる市民にどう興味、関心を持っていただくか、そのための工夫はどうあればいいかといった点を中心に考えてみました。

私どもが御提案させていただく方向性は以下の5点でございます。市民だれもが理解しやすい議会である、そしてより市民に近づき、関心を持ってもらえる議会へ、そして、より広く、より丁寧な広報、4番目に議会運営の効率化、ペーパーレス化、5番目として、議会のより深い審議、提言する力をアップするための施策というような点で考えさせていただきました。

今回、いろいろな会派の皆さんから御提案されていえる議会基本条例でございますが、この必要性は私もこの前、勉強させていただきまして、十分な理解はしておりますし、異論があるものではございません。ただし、冒頭、議長、副議長からも御提案がありましたように、まずはできるところから改革をしていこうじゃないかというお話もありました。先日も改革先行か条例先行かというお話がありましたけれども、まずその条例を1年、2年かけて作成していく作業の間に、まずできることから、市民に関心を持ってもらえるような工夫から始めていこうじゃないかというのが私の提案でございます。

まず1つ目、だれもが理解しやすい議会へ。私、この議会に参加させていただいてまず感じたこと、議会独特の物言い、言語、いわゆる言い回しというものが幾つか気になったところがありました。先日、友人に聞いたところ、やはりまだまだわかりにくい、市民がより理解しやすい言語、用語へというのをまず提案したいと思います。

2番目に、傍聴者、インターネット、CATVの視聴者に対する資料の開示。これは、先ほど多くの皆さんから出ておりましたので、ちょっと割愛させていただきます。

そして3つ目、本会議場へのプレゼンテーションツールの導入。今回のようなこういったパワーポイントであるとか、プロジェクターであるとか、OHPなど、こういったものをぜひ導入していただきたい。

4番目、これも先ほど多くお話が出ていましたので、ポイントだけ申し上げますが、質問、討論等のルール、もう一度見直し、再規定をさせていただけないかというお願いでございます。

5番目、本会議場に質問者席を設置。これは、先ほどもお話が出ておりましたけれども、

幾つか写真を探したのですが、なかなかいいものがなくて、これは某市議会の議場でございますが、センターの一番前のところにこういった形で質問者席を設ける。これは、現行の手法との選択制も視野に入れていいんじゃないでしょうか。従来のやり方でもいいし、ここを使って一問一答でやるという考え方もあると。

もう1つ、そこに出ました一問一答制ですが、これも先ほど多くの皆さんから御提案がありました。反問権も含めてぜひ皆さんと一緒に協議させていただきたい。そして、段階的にでも、例えば今回は再質問から行ってみようじゃないかというような考え方でもよろしいのかなというふうに思います。

そして7つ目、これも先ほどお話が出ておりました予算、そして決算の特別委員会、それとあわせて、今、調布でも多くの行政事業の中で、自治の憲法と言われる基本条例であったり、基本構想、それから中心市街地の活性化事業といった一大事業に対しても、特別委員会のようなものをぜひ設置させていただきたいというお願いでございます。

次に、より市民に近づき、関心を持ってもらえる議会へということで、これも先ほどネットの中継のお話だとかいろいろな形で御提案がありました。これは、もちろん私も賛成でございます。ただ、市民にそれを見ていただく、関心を持っていただくために、待ちの姿勢だけでいいのだろうか。今回、私どもみんなの党としての提案でございます。

常任委員会、特別委員会の出前開催。先ほど公明党さんからもお話がありましたけども、まず市民に関心を持っていただくことを最優先に考えるべきであろうと。審議の過程を肌で感じてもらって、それをきっかけに議会に対して関心を高めていただく。これをもって委員会審議というのをすべてとは申しませんが、市民の前に出て行って、委員会を開催するというようなことを考えていく。

例えば、先ほど議長の質問にもございましたが、私、今回提案させていただきます、市内の中学校8つあります。そして、公民館といったところでの委員会の開催というのをぜひ御検討いただけないでしょうか。今、中学3年生から公民という授業がスタートします。実は、3年生の姪っ子がおりまして、この前聞いたところ、公民の教科書は非常に厚く、でも、3年生になって初めて学ぶ。ところが、皆さん、受験の対策でなかなか公民などは後回しになって、覚える暇もないというようなことを話しておりました。

まず、市政に、政治に関心を持ってもらう、まちづくりに関心を持ってもらうといったのを中学校から育て、そして、あわせてサラリーマン層の傍聴を考えると、夜間、土日の開催というのも合わせて検討してみたらいかがかというふうに思います。残念ながら、本会議は、先ほどもお話に出ておりました経費の問題であるとか、格式を重んじるというところではちょっと不釣り合いなのかなというふうに思っております。こういったと

ころを通じて、まずは議会に関心を持っていただき、本会議への傍聴を促していくといった考えで御提案をさせていただきます。

3つ目、より広く丁寧な広報。今、市議会だより運営委員会に入らせていただいておりますが、従来、新聞の折り込みで各市民に配布してということですが、市報はポスティングされています。であったら、この議会だよりもポスティングという手法も選んだところで、それほど大きなコストのアップにはならないだろうというふうに考えました。

そして、メディア自体の見直し。タブロイド版で発行しておりますが、これが果たして今のままでいいのか、発行枚数はどうなのか、編集内容も含め、もう一度この辺を皆さんと一緒に協議させていただければと思います。

そして、これもお話に出ておりましたホームページの拡充。やはりホームページの中に会議のスケジュールであったり、議案を開示していく、一般質問の質問者の名前であったり、当然テーマ等も事前にきちんと提示しておくといったところを進めていきたいというふうに思います。

それから3つ目、本会議中継の見直し。それとあわせて、先ほど出ました委員会についても中継をぜひ御検討いただきたいというか、ぜひ進めていきたいというふうに思います。あわせて、SNSであるツイッターやフェイスブックでの連携、CATVとインターネットとの連携、そしてユーストリーム、ユーチューブ等の動画のソフトとの連携というものもぜひ図って、より多くの市民の皆さんに告知展開をしていくということを考えるべきだろうというふうに思います。

5番目、多くの議員の皆さんがいろいろなメディアをお持ちです。市議会として、議員の紹介をするときに必ずメディアの各議員さんが持っているメディアを紹介していただきたく、そこにリンクを張ってもいいでしょう。こういったことをやることによって、議会全体としての広報、そして議員一人一人の広報というものを通じて、市民によりわかりやすく議会を発表していく、告知していくことができるんじゃないかというふうに思います。

となってくると、これは先ほど自民党さんからもお話がありましたが、現行のホームページはもう限界でしょう。今のままでこういったことを付加していくと、サーバーの問題も出てくる可能性も十分あります。デザインもそうです。容量も拡大しなきゃいけないでしょう。そういったことを考えると、ホームページ自体の見直しも必要になってくるのかなというふうに思います。

続きまして、議会運営の効率化、ペーパーレス化。これも先ほど多くの皆さんからのお話に出ておりましたが、もっともっとデジタル化を推進していきたい、いくべき、今はそのときかなというふうに思います。議会事務局と委員会の連絡事項であったり、議長、副

議長の皆さんからの通達であったり、どんどんEメールを使ってスピードアップを図っていく。

実は、将来的にはこんなことを考えたいなと思ひまして、ご紹介させていただきます。佐賀県議会の事例でございます。38人と書いてあるんですが、iPadというタブレット版のネットブックですけれども、これを議会の議員全員に配付したというニュースがこの前出ておりました。ここに書かれておるんですけれども、ファクスを議員全員に送ると約1時間かかるんだと。容量が多くなると2時間、3時間かかってしまう。メールで電子化した情報として発信すれば、たかだか1秒か2秒で届けられるものだと思います。

続きまして、提案の5、議会のより深い審議をするため、そして提言力アップを目指していく方向として2つ御提案させていただきたいと思ひます。

1つ目、議員全員、行政現場体験を義務づける。例えば1年間に1週間でいいです。1つの現場を実務体験しましょう、家庭ごみの収集であったり、駐輪場の整理、ダイケアサービスの補助であったり、滞納徴収といった市役所の行政側の現場を体験し、そこからまた問題点を自分で肌で感じ、そういった業務改善の提案力向上を目指していこうじゃないかという考え方でございます。

2つ目、何を今さらと言われるかもしれませんが、市政調査費、政務調査費ともいうんですが、これをぜひアップしていく方向で皆さんと一緒に協議させていただきたいと思っております。今、行政側でいろいろな政策の議案としても投げかけられますし、市民の方々が我々議員に求めている機能というのは、それをチェックするだけで果たしているのか。議員側からの政策提案というようなこと、政策の対案提案というようなことももっともっと促進しなきゃならないんじゃないでしょうか。

ただ、当然のごとく、財源に限りがあるのは理解しております。この時代に経費の増額はあり得ないだろうと思ひます。そこで提案でございます。ぜひ協議させていただきたいと思ひます。こういった形で要望はするものの、議会の運営総経費は現状を絶対にオーバーしない。であるならどうするのか、財源はどうするか。例えば一部の委員会及び委員の中で、自民党さんからも先ほどお話がありましたが、報酬等が充てられているものがあるというふうに伺っております。このあたりを充当してはいかがでしょうか。

あわせて、これはロジックが非常に難しいものですが、議員定数の削減、私も市民からたびたび問われています。これもぜひ協議のテーブルに乗せて、皆さんと一緒に考えさせていただければなというふうに思ひます、

以上、私どもみんなの党調布として、今回の議会改革に当たりましての御提案でございます。御清聴ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長から確認をお願いいたします。

○伊藤座長

みんなの党調布さんからの改革プランを御提案いただきました。前回、10月4日に私どもにいただいたペーパーと少し順序が違っておりますので、このペーパーを基本に私のほうからお伺いをしたいと思います。

まずは、本会議上のつくりからいって、そういう機器に詳しいからお尋ねしますが、例えばこういうものを本会議上に持ち込むというのは、どういう可能性を持って考えていらっしゃるのでしょうか。可能性というか、機器を置く場所、投影するスクリーンの場所だとかそういったものはどういうところに置きますか。

○川畑副座長

はい、高橋委員。

○高橋委員

現状議場にある例えば時間表示のサイネージがございますよね。議場に3面ほどテレビと同じ画面が。デジタルサイネージと言っちゃいますけど、ああいったものを利用してもいいですし、例えば先ほど申し上げましたように、質問席を設けた場合には、ここと同じような形で、こういった形でパソコンを置いておけばいいことですし、例えば2階の市民課にある大きなモニターがあります。あの程度のものを利用させていただくということで、配線上のシステムに大きな問題は決してないと思っております。

○伊藤座長

技術的なことは何となくわかりました。

次に、予算特別委員会と、このペーパーでは事案特別委員会と表しているのですね。事案特別委員会というのは何を指しているのでしょうか。

○高橋委員

済みません。勉強不足というか、新人なんで御容赦いただきたいんですが、先ほど申し上げましたように、特定の大型の行政事業ということのを例えてそういった形で表現させていただきましたので、今回、特定の行政事業ということで、先ほど例として申し上げましたように、基本構想の策定であったり、自治基本条例であったり、中心市街地活性化事業であったりという特定の事業に対しての特別委員会を設定しようという御提案でございます。

○伊藤座長

次は、先ほどの議員がそれぞれ経験をするということの御提案ですね。この経験をする

というのも、どの程度経験をしたらいいのかというのは、それぞれ大変事業が多いわけですから、中には危険性のある仕事もございますね。専門分野でなければ携われない仕事もあります。そうしたことをどのように整理したらというような考え方ですね。どうでしょう。

○高橋委員

当然のごとく、それなりの資格を持った者でないと従事できないものというのは多分無理でしょう。ところが、先ほどもちょっとペーパーには書かせていただいているんですけども、いわゆる業務委託をしているものであるとか、そういったところの現場というのは、私ども、なかなか内実を知り得ません。この内実を知ることによって、果たして業務委託費用が正しいのか、それからいろいろなところに出されている補助金等が本当に妥当なのかというようなことを考えるにおいて、まずはその内実をきちっと自分自身の肌でもって感じるによって、行政側に対してのチェックの目を養うといったことが必要かと思ひまして、これは私どもの会派としてぜひ強く提案を求めるものでございます。

○伊藤座長

ここで先ほど他の会派の方にも申し上げましたが、議論をする場ではありませんが、私の今のお話を聞く限り、例えばどういう仕事内容なんだろうか、この仕事がこの金額で果たして妥当なのかという単純にそのことを求めると、少し違って来るかなど。例えばその事業をするに当たっては、事務所が必要だ、OA機器が必要だ、電気光熱費も必要だ、いろいろな部分が加味されて、最終的に幾らという金額が出るわけですね。ですから、単純に労力だけを換算することは難しい。ということは、1週間程度でそこまでわかるかなどということも今ちょっと感じたところです。もしそこで何かあれば。

○高橋委員

議論をする場ではないということも理解しておりますので。ただし、私も30年間サラリーマン生活をさせていただきましたけども、同じ会社の同じ組織の中であっても、部署に1週間とて身を置くことによって理解できるというのは、対岸から見ている数十倍の肌感覚での得る情報というのは大きいものがございますのでと思ひましての御提案でございます。

○伊藤座長

もう1つは、わかりやすい本会議へという中に、質問、討論等のルールの見直しの中に代表質問が1つ入っているんですが、その内容と時間制限をとということが最後に出ていますね。今の時間制限がどう解釈されておりますでしょうかね。

○高橋委員

たまたま幾つかの事例という形でこういった箇条書きをさせていただいただけなんですけれども、上程時質疑についても、代表質問についても、委員会報告後の討論といったものもろもろを含めて、私自身、先例申し合わせも読ませていただきましたけれども、今、果たして現状がそういう形で行われているんだらうかということで疑問に思いましたものですから、こういった形でルール等規定を皆さんと一緒に再度協議させていただきたいという思いで、こういった形で提案させていただいたということで御理解ください。

○伊藤座長

確認をしておきますが、代表質問においては、現在、時間制限がされております。ですから、この3つを1つにせずに、今後、私たちが個々にそれぞれ提案するとすればばらす可能性があるので、その辺も御理解いただきたいなというふうに思います。

それと最後には、感覚的なものなんですけれども、より市民に近づき、関心を持ってもらえる議会へという御提案の中に、本会議は格式を重んじという表現があるんですね。格式というのは、感覚的に市民の皆さんがどうとらえているんだらうかということをお聞きしたいなと思ったんですよ。

○高橋委員

これもあくまで議論ではなくて、冒頭申し上げましたように一サラリーマンであった私の感覚論として申し上げますと、非常になじみがたい、なじみにくいというか、正直申し上げて、過去のVTRを拝見したり、それから議会報告も見させていただいたりしていただきましたけども、現代人の企業でさまざまな会議等を経験しているビジネスマンには、問題があったら訂正させていただきますけれども、まどろっこしい、わかりにくいという部分を非常に感じました。

ただし、私がこの場に身を置かせていただいて2回ほど経験させていただいた肌感覚で申し上げますと、やはり本会議というのはそれなりの格式を保っておくべきものなんでしょうか、諸先輩方がここまで築いてこられた歴史も含め、本会議というのはこういうような格式を保っておくべきものであってもいいのかなというふうに実は最近感じたものですから、こういうわかりにくい表現をさせていただきました。御理解ください。

○伊藤座長

これからそれぞれ各委員さんに来月の17日移行後議論いただく内容を今お示しいただきましたけれども、気持ちの問題と実際、どういう形で改革をしていかなきゃいけない問題と一緒に入っているようなところが見受けられたらなというところもあるので、これから皆さんとよく議論しながら進めて、またそのときにお話をさせていただければと思います。

以上です。

○高橋委員

おっしゃってくださって、御指摘いただいたことは確かに正しいと思います。ある意味、私、感覚論で申し上げている部分と、いわゆる議事進行の部分と一緒に今回お話しさせていただきました。ただし、議事進行の部分については、議会運営委員会という委員会がございますし、ここで多くの先輩議員、ベテランの議員を含め皆さんと協議していく場がございますので、ここでの改革代表者会議の中においては、議事進行までの細かい部分について、どれぐらい議論をされるのかという部分は、先ほど冒頭ありましたように、次回の議長、副議長からの御提案に当たっての議論というのがどの形で進行するのかわからない部分が多少ございましたので、こういった形で御提案させていただいたということで、私どもとしては、まずこのステージに立たせていただいて、議論を深めさせていただきたいというふうに感じています。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、お席にお戻りください。

続きまして、元気派市民の会・大河委員、お願いいたします。はい、大河委員さん。

○大河委員

どうも皆様こんにちは。私、よく御存じかと思いますが、元気派市民の会の大河でございます。95年に議会で元気派市民の会を結成いたしまして、ずっと市民が主役のまち、これは4日にも申し上げましたけれども、市民のための市議会ということをもットーにして活動してまいりました。

97年には議会改革を検討という話をしましたが、何人かの方が車いすの傍聴の話をしておりますが、95年12月議会で友人が電動車いすで来ました。この間、2010年の9月議会もそうでした。しかしながら、15年を経てもいまだ解決せずということもございますので、やっぱり改革のテンポということが問われている部分も大きいのかなというふうに思いますので、これは皆さん、多くの方が声を上げていらっしゃるので、ぜひとも大きな前進というふうに願っているところであります。

ニュースで毎日のように国会のことを耳にしますが、一番身近な地域の暮らしを決めていく市議会に対しての関心は決して高いものではありません。国会議員は何人も名前が挙げられるでしょうけれども、皆さん、市議会議員の名前を何人知っていらっしゃるでしょうか。残念ですけれども、なかなか議会が市民にとって身近な代表者の機関になっていないということ。やはり政治が市民のほうに近づいていくことが今、とても求められるところであると私は思いますし、市民に認知されるための議会としての改革といったことが

求められているのではないかと思います。認知された役割を果たせる議会としての改革を進めていくことが重要であるというふうに思います。政治が市民に近づいていくということだというふうに思っております。

そして、字が大変多いので、ペーパーにも出ておりますから、読むあれではありませんけれども、これは座長である議長も言ったように、二元代表制を担う機関として御意見させていただくということや地方分権の流れといったこと、立法機関である議会の意思を決定し、しかし、議会というのは決定機関でもあります、議事機関であります。十分に議論をして、結論を出していく。そして、このプロセスにおいてどれだけ客観的な論点というものを出していけるかということが大変重要になってまいります。こういったことを積み重ねていく中で、最後のほうに出ておりますけれども、議会基本条例の制定や最終的な議会の基本的なルールが皆さんにわかるような形で示していくことが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

そして、これから具体的な提案をしてまいります、先ほども青森の議長会研究フォーラムのやりとりということが出ました。今回、ここにいらっしゃる7名の方が参加されました。その中で、基調講演で3ない議会という話がありました。執行機関の案を丸のみする議会、議会からの政策提案のない議会、そして議員の投票行動を明確にしない議会というのをいうんだそうですけれども、そのフォーラムの中であった話の1つが、王様、首長の足かせをするために生まれたのが議会だということです。つまり、暴走したりしないように、主権者である市民の声が十分に反映されたかどうか。そのために機能するのが議会ということであり、これを担える議員ということが問われていることだと思います。

そこで、私は今回、3つの視点で提案をさせていただきたいと思います。1つは、議会のチェック機能の充実についてであります。やはり議会というのは、市民代表の議会が機能するためには、しっかりと執行機関をチェックし、政策提案をできる議会として機能しなければいけないわけであり、そのための機能の充実ということです。

最初の提案は、予算、決算特別委員会の設置。これは、先ほども出ましたけれども、今、財政状況も大変厳しく、右肩下がりの時代であります。こういった中でのやりとりというのは、当然ながら行財政全体の経営に立ってどうなのかという話も出てまいります。まさに国でその予算を執行し、編成していった最終的な責任者がきちっと立っているわけですので、当然ながら、やはりそういった総括的な収入を全体的な視野でしっかりと議論し、審議をした中で、それを踏まえてそれぞれの具体的な審査に入るようなやりようということをこれからは考えていかなければならないと思います。

またもう1点は、1日1委員会の開催です。これも先ほどありましたけれども、やはり

同日に開催されております。ですから、どの議員さんも一遍には出られません。会派はもちろんありますから、それぞれの委員会に入っていらっしゃる方もいるんですが、論点をしっかり聞こうとすることや、あるいはそのところに市の特別職が出るということを考えてみると、やはり問題を一緒に共有しながら進めていくという考え方からしましても、また先ほど通年議会という話がありました。そういった視点からすれば、1日1委員会をして、議事の日程を決めていけば、市民の方も傍聴しやすいし、開かれた議会へもなっていくという部分についてであります。

そして、3点目でございます。本会議での委員長報告も何人かの方が随分お話しになっておりましたけれども、やはり今のような形での同日開催をしている場合ですと、賛否があった場合のみの報告がございますが、市民にとって一番大事なことは、そのときどんなことが論点になり、どのような多様な意見が出され、そして最終的にそういう結論に至ったのかという審議過程を知ることが大変重要だと私は思っております。そういう意味からすれば、やはり経過についても省略しないで説明をすることがわかりやすい議会運営にもつながっております。

各会派や各議員の主張が知りたいというよりも、議会としての機関としてどのような考えでそういう結論に至ったのかということが、市民にとってはある意味で大変重要な部分ではないかと思えます。そういった意味でも、本会議での委員長報告というのは省略しないで、経過説明もするといった改革が必要ではないかと思えます。

それと、議員間の自由討議ということでもあります。先ほどよりスピーディーに、また結論が出せるという意味決定機関だという面もありますけれども、逆に言えば、議会というのは議事機関であります。やっぱり賛否の論点というのが主観的にならずに、論点を明確にするために十分に議論すること、議事を深めていくこと、そして議員同士が活発な議論ができるように、机の配置の話が先ほど具体的にされておりましたけれども、そういった中で論点を深めて、研修もしたり、いろいろ積み重ねていったことが、最後にそれぞれの会派の方もお話しされているように、議会報告会に行ったときに説明すべき政策のポイントということもその中から各議員がしっかりとつかまえて、市民の皆様にも報告ができることにもつながっていくのではないのかというふうに思えます。

続きまして、議員研修の実施ということでもあります。やはり議員が議会人として求められている職責をしっかりと果たしていくためには、適時適切な研修が重要だというふうに思えます。先ほど議会改革の認識を深めるための勉強会の提案をしていただいた会派の方もありましたけれども、私もやはり当然ながら、そういった各地方自治体の実態をわきまえた専門家の方、そして議員だけが聞くのではなく、職員の方も市民の方も参加できるよう

な時間を考慮して、多くの方が市民代表の議事を決めていく、その場所も議会のありようというものがどんなふうになっているかを知って、そして視察も兼ね、実際実施していくということが重要ではないかというふうに思います。

また、勉強していく中には、今、財政状況が大変厳しい。そして、調布では特別会計を入れれば、皆さん、1,000億円以上のお金をチェックしなければいけないわけですので、地方財政や監査の視点からの公会計の研修も含めた政策研究といった豊富なメニューをそろえて研さんできるように検討していくということが大事かというふうに思っております。

そうやってまいりますと、それを支える議会事務局、政策を提案したり、立法の府でありますから、その根拠となる条例を制定することも重要になってまいりますので、そのことを可能にするための調査を補助する機関としての研修を充実していくことは必要な経費であると思っておりますので、このことはぜひとも進めていっていただきたいと思う提案でございます。

続きまして、会派制度のあり方について。これは、やはりいろいろな御意見があるというふうに思います。合意形成に会派制度を活用するということが大変重要なことだとは思いますが、市民からすれば選挙で個々人の議員に1票を投じ、そして信託を受けて議員は議会に来ております。比例代表制ではございません。そういった中で、やはり今、先ほど言いました3ない主義の中の1つ、3ない議会、会派単位ではない個人の説明責任、投票行動に対して求められているという点からすれば、やはり会派を超えた何よりも議員同士の自由な意見交換をして、多様な市民の意見が議場に提出され、議案の過程で論点をしっかり尽くした中で市政に反映していくといったことが大変重要ではないかなというふうに思います。

幸運なことに、調布の市議会は、私が一人会派を16年と長くさせていただいておりますが、それよりもずっと前から、私がいる中でもさまざまな方が会派を組んでみたり、1人になったりしております。それだけ自由度も高く、民主主義の原点で言えば少数の意見を尊重しながら来たと。私は、調布のあるべき議会のありようというものは、大変評価されるものだと思いますので、従来どおり少数会派の意見を尊重するということにたったの改革をぜひとも進めていっていただきたいと思っております。

青森でのフォーラムでそういう質問があったときにも、やはり政策集団の会派ということはあるけれども、基本的には会派同士ではなく、議会として議員としてのやりとりをしっかりとしながら、議会に臨んでいくというのが大方の意見ではなかったかと思っております。

そして、議会の招集権を議長に行使できるようにする。これは、他の会派の方が通年議会という形での議会のありようということの提案がございましたけれども、今の地方自治

法というのは、議会のさまざまな先行した議会改革で、総務省の調査会の中でもそれに追従せざるを得なかったという動きも見えるわけであります。そういう点からしますと、本来、議会の招集権というのは、その機関をつかさどっております議長がするのは当然のことであります。このことがきちんと法律にも反映していないと、今の地方自治法に誤りがあるというふうに私は思います。

したがいまして、そのことの声をしっかりとした地方の議会から声を上げていこうと。そして、議事運営も限りなく議会の招集権を議長自身が行使できるような形にしていく。こういうことも議会改革の中では大きな流れをつくっていくという、私は議会の中で欠くことのできない改革の一步ではないかと思ひまして、ここで挙げさせていただいております。

そして、もう1つは、特別委員会の設置についてでございます。私は、今回、25年度からスタートします基本構想に関して、議会としても総合計画であります、その基本計画も含めた十分な議論ができる特別委員会を設置して、議論すべきではないかという考えをもっております。総合計画というのは、これからの調布の10年間の将来像を実現可能な計画としてしっかりと策定していくために、議会にも大きな責任があります。その計画がいわゆる財源をセットして、きちっと財政規律の範囲内でしっかりと検討され、議会側でも市民の意見をしっかりと聴取し、そして策定後の進行管理も含めてしっかりとチェックできるような特別委員会を設置して審議するということが必要ではないかと思ひます。自治基本条例の素案の中にも、この基本構想の議決ということが提案されておりますが、私は、議会の中で総合計画と条例というのはセットではないかというふうに認識しているわけであります。

続きまして、議会への市民参加の提案です。

議会報告会や意見交換会の開催。議会で話し合われた内容について市民にしっかりと伝え、直接対話をして、そして市民の声をしっかりと議会に反映できるようにするということや、市民アンケートもとりながら、議会としても十分な議員同士の話し合いを進めながら、どのようなやり方があるかということも検討しながら実現していったらよいのではないかとこのように思ひます。

土日・夜間の開催。これは、前の改革協の中でも実行していくというテーマでありましたので、時間の問題で、ぜひ早期にする点ではないかと思ひます。

(3)の各委員会の原則公開も各委員さんが言うておりましたので、これは速やかにできる改革ではないかと思ひます。

そして、傍聴の推進と傍聴環境の改善。これも皆様からさまざまな御意見が出されておりましたけれども、私も同様にバリアとなっておりますさまざまな点を改革し、そしてで

きるようにしていくことが大事というふうに思っております。

そして、請願・陳情者の提案について提出者に直接聞く場を設けるということでございます。これにつきましては、しっかりとそういうことを聞く場、このやり方については研究して進めていくようにしたほうがいいかなと思います。

ホームページの充実ということにつきましては、皆様のさまざまな御意見がありましたので、子どもにもわかるというのは教育も含めてということになります。市民生活を決定する大事な機関ですから、そのことをわかりやすくして、やりとりがわかるメディアということでもあります。

そして、最後になりましたけれども、議会基本条例の制定でございます。そもそも議会というのは一体何をするとところなのか。このことが大変大事なことであります。議会の責務も含めまして、議会のルールを市民にしっかりと伝えていく必要があるというふうに私は思っております。行政が市政基本条例をつくるのと同様に、議会も基本的なルールを市民にしっかりと伝えていき、市民のための議会をどのように使ったらよいのかということの説明をしっかりとし、具体的に市民とどういったことを約束しながら、審議をしっかりとしていくのかという点も含めてやっていくことであります。

そして、市民のための議会審議が活発になっていって、議会の市民参加も含めて活性化していく。そして、いろいろなことをやっていった先にこういったことがあると思いますけれども、私は先進事例も含めまして、最終的には条例ですので、特別委員会を設置し、しっかりとした形でそれを制定していくことが大変重要なことではないかと思っております。

繰り返しますが、議会は市民のための議会であります。そのために、どのような基本ルールをつくり、そして私たちはそのために働くかということが問われております。そのための改革を進めていくのが議会改革のポリシーではないかと思っております。

以上で私からの議会改革への提案とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長からの確認をお願いいたします。

○伊藤座長

元気派市民の会さんからの御提案をただいまいいただきました。それぞれの会派さんから出されていることがだんだん重複してくることは仕方ないと思うんですけれども、思いとしてはそれぞれ伝わってきているんじゃないかなというふうに思います。

まず1点目を確認の意味でお聞きしますが、例えば予算、決算特別委員会をという御要請ですが、一般的に例えば我が市で今行っている4つの常任委員会に同日開催で分かれて

はいるものの、それぞれ備考に至るまで非常に細かく審査をされているということは、ある別面では評価できるのではないかと私は思っているんですね。

そこでお尋ねするのは、こうした特別委員会をつくったときに、どこまで審査を求めるんだろうかというところのお考えはいかがですかね。

○川畑副座長

はい、大河委員。

○大河委員

御質問ありがとうございます。先ほども私と同様な提案をされている会派の方からお話がありましたが、私も調布の今の委員会のありようというものは、やはり高く評価できるというふうには思っております。やはりそれぞれの所管がどんなふうな内容で事業を丁寧に審議していくということのよさということ。ですから、今回はそれとプラスして、ただし、これは本来的には切れない部分も議決といいますか、審議しているわけですよ。款、項、目、節とかね。

そういったことからしますと、本来は歳入と歳出はセットなわけですがけれども、総務委員会は主に歳入の部分になっておりますので、どうしてもほかの委員会が事業の財源とセットした審議の委員会にはなかなか得ない部分があります。そういうことからしましても、やはりそのことをしっかりとこんなふうにしていきたいんだということの提出した責任者の人に、なぜその政策をそういったふうな財源を確保しながらやったのかというような内容の審議と、先ほどもありましたが、政策をどのようにして決定したのかという予算に秘められている、向こうにある目指すべきまちづくりのありようというものに対しては、やはり補助職の人が答える域を超えている部分がありますので、私はやはりその大枠のところでの大事な部分での議論というのは、特別職の方が出て、そして総括的な議論をこれからしていかないといけないという時代認識もあるということですので、2段方式でやられたらどうかということをご提案させていただいたわけでありまして。

○伊藤座長

私もなるべく手短かに聞きますから、答弁も手短かにいただきたいと思いますが、例えば歳入の大きくくりでお尋ねするとすれば、上程時のときに市長にお尋ねするという形の現行で何が足りないかという指摘はありますか。

○大河委員

現状を見ていただくとわかりますように、どの議会もそうですけれども、質疑はございませんかと言って、実際はどうなのかということを見ると、やはり委員会を中心にしてやっておりますので、そういうやりとりというのは余りありません。ですから、やはり緊張感

を持って、それぞれの会派なりそれぞれの方がそういったことも含めた議論を集中的にすること、そういった形をとることで、各議員がそのことももうちょっと大きく見えてくるのではないかと。それを踏まえて、各委員会の審議に入られたらどうかという意味での提案でございます。

○伊藤座長

次は、委員長報告について御提案されております。例えば経過についても省略せずに説明しろということなのですが、すべて簡潔しないで、かなり細かくまで討論内容を含めて説明を委員長がしたとする。その場合に、その後に、採決のときに討論に入りますね。余り細かくいくと、討論で同じことになってしまわないかと。むしろ委員長報告はもとに戻しちゃえというような感覚はございますか。

○大河委員

少なくとも、今、論点に分かれた場合は、委員長報告の中に入っております。しかし、分かれなかった場合、どうだったか。ただ、みんな異議もなく、同じような視点で賛成したのかどうか。となってくると、これはまた別問題だと思います。

ですから、私は細かく各委員の意見をやるんじゃなくて、大まかな数字で実際はどうだったのかということ进行分析して、そんな長い時間でなくても結構ですが、まとめて、大枠どんな審議がされた結果、どうなったのかということは必然性のある委員長の果たす仕事の1つだと思っております。

○伊藤座長

もう1、2点短く聞きたいと思いますが、基本構想並びに基本計画につきまして、議会にそれなりの諮る機関をとということですね。これは、例えばこの部分だけを条例化して、議会として理事者のほうに基本計画、実施計画については議会に尋ねろというような条例をつくる。そうすることによって担保できますけれども、それはいつごろの段階から。25年という、あと間もなくなんで、どのような感覚でしょうか。

○大河委員

実は、遅かったなという気はしています。今が提案する時期だったので、本来ですと、総合計画を行政側が市民に問いあわせたパブコメ、基本方針の段階で、議会としても特別委員会をつくるなりを提案して、そこにもっとかむべきではなかったかというふうに思います。

ただ、まだ始まっていないので、何らかの形で10年間の事業のことを議会のやりとりで済んでいいわけがないので、やはり条例の制定の時期は別としましても、特別委員会などをつくり、早目にしっかりとそのことについて議論する必要は十分あると思います。

○伊藤座長

最後に、一人会派としての調布市議会のあり方、先ほどお話をいただきました。多摩だけを見ても、先ほど自民党さんからの御提案の中に入っていたかな、相当数の数の議会が我が市のような対応をしていないということでありましたが、うちの体制というものはどのように評価をしているのか。

○大河委員

先ほども言いましたように、大変高く評価しております。議長の所属しております会派でも、昔から一人会派というものに対応されて、よりいい議会の運営をされてきたと私は思っておりますので、これは民主主義の調布の誇るべき1つの形だというふうに認識しております。

○伊藤座長

ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。大河委員、お席のほうにお戻りください。

それでは、ここで若干の休憩をとりたいと思います。午後2時15分に再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午後2時5分 休憩

午後2時16分 開議

○川畑副座長

それでは、代表者会議を再開いたします。

生活者ネットワークのドゥマンジュ委員、お願いいたします。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ恭子幹事長

皆さん、こんにちは。生活者ネットワークのドゥマンジュ恭子です。

私、生活者ネットワークの考える議会改革の提案は大きく10項目に分かれます。そして、各項目を具体的に挙げて20項目になっています。これを大きくとらえますと、まず2本の柱になっています。

その1つは、資料の(2)にあります情報公開と市民参加を進め、市民に開かれたわかりやすい議会にするということです。そしてもう1つは、皆様からも提案のありました、議会のあり方や運営のルールと、そしてこれを決めた議会基本条例をつくることです。

なぜ今、議会改革が必要なのか。地方分権の流れから、二元代表制での議会の責任も増大してきています。また、市税収入の減少など行政を取り巻く条件が厳しくなる中で、限

られた資源を最大限効率的に活用して、自治体として必要な公共サービスを将来にわたって安定して供給できるようにしていかなければなりません。そして、議会が本来の機能を果たしていないという不満と批判が高まった他の自治体の例を見ても、議会が必要だということが市民の方に理解されていないという現状があるのは問題です。そのためには、議会がこれまで以上に自治体運営の主体となって、もっと活発に活動していくための改革が必要です。

このような社会状況を反映して、日本各地で議会改革が大きくなっている。先日皆さんからもお話がありました、議会改革をテーマとして行われた全国市議会議長会の研究フォーラムには、全会派から議員のほぼ半数が参加し、議会改革ナンバーワンと言われる京丹後市などの報告を聞くことができました。調布市議会でもこのような先行事例を参考にして改革に取り組んでいかなければならないと意を新たにしているところでは、提案に入っていきます。

まず、議会のマニフェストとも言える議会基本条例をつくることを提案します。これは議会の確固たる理念や実効性、継続性のあるルールを明記したのですが、条例の内容についてはこの後の提案で触れますので、(1)ではそのつくり方について提案します。

まず、(1)議会基本条例をつくる。

議会基本条例をつくるに当たっては、そのつくり方が重要だと考えます。まず、市民に対して議会に対するアンケートを行うことも必要です。それを踏まえて、条例をつくる過程では、議員が改めて議会と議員のミッションをみずから問い直し、再確認していく場になります。そのためには、議会改革に思いを持った議員がすべてかかわれるように、有志による特別委員会を立ち上げることを提案します。

そしてその特別委員会で、議会改革や議会基本条例の先進事例の調査や講師による研修などの学習を経て、議員間で自由な討議を重ね、全員一致を基本として素案をつくり出します。中には意見のかみ合わないことも出てくると思われませんが、そんなときには市民の意見を聞くことで方向性を見出すことが必要です。ですから、この特別委員会は傍聴者を認め、傍聴者からの意見も認めるものとします。

そしてできた素案について、市民に向けての説明会を行い、パブリックコメント、公聴会、シンポジウムなどの市民参加の機会を積極的に設け、市民との意見交換を経て、調布市議会としての基本条例をつくり上げることが重要です。

このような一連の過程を通して、議員は条例の理解や、それに基づいた行動をすることの意義に実感を持ち、その専門性を高めることができ、市民には議会に関心と期待を持ってもらうことで議会の活性化が進むことが期待されます。この条例をつくる過程にこそ、

調布市の自治力を高めるきっかけがあると考えます。

続いて、(2)情報公開を進め、市民に開かれた議会にする。

生活者ネットワークは、市民が主体となったまちづくりを進めるために、議会の場に普通の市民を送り出し、市民の意見を反映させるのと同時に、かかわる市民の政治意識を育てる活動を行ってきました。より多くの市民の皆さんに関心を持ってもらい、信頼される議会になっていくためには、情報公開を進めることと、市民参加の機会をふやし、市民の意見を政策に反映できるシステムを議会の中に新たにつくっていくことが必要です。そのためには、まず議会広報特別委員会を立ち上げ、今の議会の情報公開全般において課題を検証し、よりよい情報公開のあり方を検討し実行していきます。

また、市民に開かれた議会にするために特に重要なのが、⑥で提案する議会報告会と意見交換会です。地域の中に出かけていって、議会という組織を代表する立場で議員が市民の前に立ち、議会がどんな活動をしているのか、議決した予算や政策の内容などについて報告します。そして、市民からの意見や質問に対して答える場を定期的を開催することを提案します。

私は10月初旬、多治見市の市議会の市民との対話集会を傍聴してきました。多治見市は昨年4月に議会基本条例を制定し、その中で対話集会を開催することを定めています。夜7時から地域の小学校で開かれたこの会では、住民からは地域課題についての質問や議会への要望が出され、こうした機会を積み重ねることで、議員、市民ともに自治の担い手としての力をつけていくことが重要だと感じました。政策に市民の声を反映させていくことはさまざまな機会をとらえて行い、議会のシステムとして構築することも必要です。

前述の全国市議会議長会の研究フォーラムの京丹後市の報告によると、学校再配置計画の審査に当たって、付託された特別委員会が全39小・中学校を訪問して、PTAや自治町会との懇談をしました。そしてまた、時間をかけて調査を行い、住民要望を入れて修正可決したということです。今までのように議員が個々に地域の住民要望を受けて行政を通して実現させるのではなく、こうした議会組織として市民の声を聞く機会を通して寄せられる市民の意見、要望を議会が積極的に政策として取り組み、政策形成の過程でも、住民との対話を重ねながら政策をつくっていくことがこれからの機関としての議会の期待される姿だと考えます。これは既に会津若松市議会では行われており、先行事例として調査、学習していくべきです。

また、改革に当たっては、今まで議会との間につながりがなかった人たちへの新たなアプローチを図っていくことが求められます。そのためには、平日に仕事を持つ人たちが傍聴に来られるように夜間、土日議会を開催することを提案します。もちろん頻度や方法に

については順次検討していくとして、肝心なのは多くの人、また多様な人に議会の傍聴してもらいたいというメッセージを発信することだと考えます。

また、現在の傍聴席の状況を見ても、車いす利用者どころか、高齢者や足がちょっと不自由な方も排除しているとしか見えないのが現実です。モニター中継という方法はとられていますが、ユニバーサルデザインの重要な点はアクセスを制限されないという点であり、そのための配慮もあえてしないということ自体がバリアとみなされるのが世界標準です。傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進め、障害のある人や高齢者への配慮は十分に行って、本会議場や委員会室に車いすでも入れ、傍聴できるようにするべきと考えます。

聴覚に障害がある方ばかりでなく、高齢のために聞こえにくくなった方も多くなってきています。政府の記者会見も手話通訳がついているのがテレビでわかるようになりましたが、議場での手話通訳も議会の姿勢を見せるためには有効です。手話は聴覚障害を持つ人のためだけのものという認識は時代おくれです。現在では手話通訳の講習を受ける方も年々ふえています。多くの人が手話に触れ、手話や聴覚障害への理解を深める意味でも手話もしくは要約筆記を行うことを求めます。また、子育て世代への保育室の対応も必要だと考えます。

そして、議会、行政用語を市民にわかりやすいよう改善することも必要です。傍聴に来る市民に提供する資料のあり方も検討するべきですが、耳で聞くだけでは多くの市民にとって、なじみのない行政用語や議会用語は情報として入ってきません。先日のこの議会でのアンケートで指摘された市民の方がいらしたようですが、字句の短縮などはあってはならないと思います。

さらに、情報公開の一環として広域連合、一部事務組合などに所属している議員による議会報告を行うことを提案します。

次に、「議長に議会招集権を持たせる」です。

議長に議会招集権を持たせることで、二代表制のチェック機能を正しく働かせるため、議会を必要に応じて開催できるようにします。

続いて、常任委員会の活性化を図る。

現行の4常任委員会は同日開催となっています。複数の委員会を傍聴したい市民の便宜を図るとともに、議員も自分以外の委員会を傍聴することで市の事業や付託議案についての理解を深めるためにも、1日1常任委員会の開催とし、必要によっては市長、副市長、教育長の特別職も出席し、議員の質問に答えたり、議員間の討議を聞く機会を設けることを提案します。また、常任委員会の情報公開を図るために、本会議と同様に委員会のインターネット中継を行うべきと考えます。

市民の参加を進める上でも、陳情、請願の提出者が希望する場合や委員会が必要と認められた場合には直接説明する機会を設けることが必要だと考えます。

次に、(6)「議員間の自由討議を図る」です。

これは(4)にも関係していますが、現行の常任委員会では、行政に対しての質問や意見、要望を行うのみで、議員同士が議論することは行われていません。議員同士の意見交換を活発にして、討議を深めることのできる議会にしなければなりません。また、市民にとっても、どのような話し合いを経て議決されたのかがしっかりと見えれば納得を得られることにもつながるのではと思います。そこで、合議制の代表機関である議会としては、委員会などでの議員間での自由討議により合意形成を図ることを提案します。

次は、議会研修、勉強会を開催することです。

議員個々の専門性を高めることは、議会全体の活性化を図る上では欠かせません。特にこれからの自治体財政は厳しさが増す中、行政の行う事業も、あれもこれもから、中長期的な財源の枠組みの中で、あれかこれかと優先順位をつけていくことが求められてきます。25年度からの基本構想が今検討中ですが、総花的な総合計画ではなく、必ずやる計画として財政と連動させていくことも、自治体財政に責任を持つ議会として率先していかなければならないと考えます。そのほかにも議会基本条例など、政策づくりに直結した実践的な研修、学習を通して議員の能力向上を図っていくことを提案します。

少数会派の意見を尊重する。

調布市議会では1人から会派として認められています。このことは多様な市民意見を代表して議会に選出されている議員一人一人の権利を尊重していることでもあり、これはほかの自治体から見ても民主的な議会だと誇れる点です。これまでどおり議会制民主主義ののっとり、少数会派の意見を尊重することを求めます。

次に、議会特権をなくすということです。

委員会、審査会などの報酬を廃止する。これは、三鷹市では既に委員会や審査会などに参画している議員の委員報酬を見直し、無償としています。調布市でもこうした二重取りとも言える報酬を廃止するべきと考えます。

次に、最後です。議会事務局の体制を強化するということです。

これまでの議会事務局は、議会運営を中心とする議会活動の補佐や、議員や会派に関する庶務的な事務を行ってきましたが、議会改革が進められてくる中で、その期待される役割もさらにふえてきます。議会活動の活性化への支援や、議会の政策立案への支援、開かれて議会となるための住民との連携なども重要になってきます。そこで、議会の調査、研修のサポート機能を高め、また、議員提出条例などのための法制執務に当たることを提

案いたします。

以上、20項目について述べました。

議会改革は一日にしてならずです。できることから積み上げていくこともあると思いますが、スピードだけにとらわれては真の議会改革にならないのではないかと懸念されます。何のために議会改革をするのか、これを議会全体で共有することが何より重要だと考えます。議会は議論の場です。市民に開かれて議会で議論を深めていくことで、議員も市民も自治力をつけていく、そして、それが住み続けたい調布市を実現していくことにつながると思います。

以上です。ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、伊藤座長から確認をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

生活者ネットワークの改革案をお示しいただいたところでございます。先ほども元気派さんの御提案にも申し上げましたが、会派それぞれから出されておりますので、大分重複していることも出てまいります。

幾つか確認の意味でその中でもお聞きしたいと思いましたが、まず議員有志という表現がありますが、特別委員会の設置に当たって、この有志という考え方がどのような発想から出てこられたのか、このことを。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ恭子委員

まず、この有志という言葉を使ったのは、やはりこういう議会の改革をしていきたいという思いを持った方たちが集まるのがまず最重要だと思うからです。前回の研究フォーラムに行きまして、4つの市議会からの議会基本条例について報告がありました。あの中でも聞いていきますと、思いを持った議員から事が始められていったという経緯が聞き取れました。そういう意味からも、思いを持った方はみんな阻まないということで有志という言葉を使いました。

○伊藤座長

我が市議会でも改革をするに当たって、それぞれの会派にその伝達をし、改革会議なるものを今後進めていくか否かという、このことをお諮りいただいていると私は認識しています。そうすると、うちの議会は全員がこの改革については認識しているという解釈をしていまして、その中でこうした会議を設定し、議論を重ねていこうかという段取り。です

から、うちの議会は全員がもうその認識でいるんだという、このことではないかなというふうにはちょっと私は思いましたものですから、有志の方だけでというのは少し違うのかなという思いがして聞いてみました。もしそれにありましたら。

○ドゥマンジュ恭子委員

この中でも触れましたけれども、議会改革をつくることにかかわる中で、議員としての思いですとか、そしてそれがなぜ必要なのかということを経験していく、そういう経験をする場として、いろんな方がかかわっていくことが必要だと私は思いましたので、それがどの時点で行われるかというのはまだわからないことですが、議会基本条例をつくるということに皆さんから合意がとれましたら、そこはまたその時点で考えていければと考えています。

○伊藤座長

基本条例なるものは、聞いてみますと、大体すべての会派からその方向性はおおむね出ているというふうに理解しています。ということは、例えばこの代表者会議でそれぞれの思いをこれから議論していただくわけですが、そして1つずつできるところから条例化して、もしくは要綱か何らかの定めをして、最終的にまとまったものが条例の内容であったというようなやり方も当然、この間のフォーラムのお話がありましたね。ですから、そのことを考えると、ここへ出てくる、最後につくるのを大分先のようなイメージを持っているんですけども、初めにどんどん進めていってもいいという考えはありますか。

○ドゥマンジュ恭子幹事長

できるところからということですね。

○伊藤座長

はい。

○ドゥマンジュ恭子委員

はい。

○伊藤座長

あと、議員討議を図るということなんですが、限定というか断定というか、今うちの委員会はこれができないという表現のように聞こえたんですが、基本的にはできていいんです。やっていただいてもいいんです。ですから、その環境整備をしようという提案ということでもよろしいですか。

○ドゥマンジュ恭子委員

先ほども同じような質問がありましたけど、それで結構です。

○伊藤座長

もう1点は、少数会派についてお尋ねしておきますが、やはり先ほどの点から聞きますと、うちの議会はかなり評価されているということではありますが、これは議会制民主主義にのっとりという前置きがあるけれども、これは基本であって、うちの議会はそういう意味からすると、この間のフォーラムでのお話を聞いても、それぞれの委員会においても発言をさせない、むしろオブザーバーで出しているんだというふうな、改革が進んでいる議会でもそういうことが起きているという、ありますので、その辺の認識はうちの議会はかなり進んでいるというところを思っているという前提でいいですね。

○ドゥマンジュ恭子幹事長

それはそのとおりです。また、会派という考え方についても、この間のフォーラムでは課題が指摘されたのかなと考えています。なので、そういうふうなことも含めて調布の議会としての今のあり方を継続していくべきだと考えております。

○伊藤座長

ありがとうございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。お席にお戻りください。

ただいまのドゥマンジュ委員の説明で、本日の提案説明はすべて終了いたしました。各委員の皆様、本当に長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

本日の各委員さん、皆様からの説明で、各会派並びに各委員の皆様の議会改革への視点が共有されたのではないかと考えております。議会改革の正・副議長案の制作に当たっては、本日皆様からのお考え、説明等を踏まえまして検討していきたいと思っております。

続きまして、日程の2、第3回代表者会議の進め方についてを議題といたします。

第3回代表者会議は11月17日木曜日、午後2時から、場所は本日と同じ、ここ全員協議会室で開催いたします。

会議の主な議題は、本日、各委員さんから提案説明された議会改革検討案について正・副議長で整理、検討させていただき、議会改革の正・副議長案を皆様に提示、提案させていただきます。その際には、伊藤議長から正・副議長案の提案説明をさせていただき、その後、委員皆様と同時に協議していきたいと思っております。

本日の提案説明を聞いても、皆様からさまざまな提案事項があります。また、提案された事項も多岐にわたり多いことですから、本日提案された事項すべてについて、次回の代表者会議に正・副議長案として取りまとめ、お示しすることは難しいと考えております。こうしたことから、提案事項は私どもである程度整理、優先順位をつけさせていただきながら、提案できるものから提案してまいりたいと考えております。こうした流れで第3回

代表者会議を開催していきたいと考えておりますので、御了承をお願いいたします。

次回、第3回代表者会議について何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。
雨宮委員。

○雨宮幸男幹事長

確認です。今の副座長の説明といいますか、問題提起の中で、正・副座長による提示、提案等、協議という言葉があったように思うんですが、17日にその提案に対する協議の時間をとるという理解でいいんですか。

○川畑副座長

提示、提案をさせていただくと申し上げました。

○雨宮幸男幹事長

だから、それにつながって協議という言葉がちょっと私の耳に残ったんですけど、それはどういう意味だったのか、そういうことは言っていないということなのか。

○川畑副座長

言っておりません。

○雨宮幸男幹事長

では、いいです。

○川畑副座長

井上委員。

○井上耕志幹事長

第3回の代表者会議において正・副議長案のほうを御提示いただくということなんですけれども、当然、第3回の代表者会議の中で議論が進んでいくんだろうというふうに想像しているんですけれども、急かすわけではないんですけれども、そうすると、ある程度事前に、その当日ここの場所で議論するテーマについては教えていただけるのか否か。当然、各代表の方々からさまざまな提案がなされているわけなんですけれども、どの部分が第3回で協議するテーマとなるのかというのが事前にでも確認できればありがたいということがまず1点なんですけども。

あとあわせて、先ほどから議長のごあいさつの中でもお話があったんですが、改革案の提案の順序については一任させていただきたいと。進め方については、私自身も先ほど発言させていただきましても、進め方の確認はなされているという認識はしております。その上で、さまざまな提案内容が出されているわけなんですけれども、その順位というんですか、どの提案から議論していくのかということについて何かお考えとかがありましたら、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

今、具体的にこの案件を最初にお願しようかなというものはお示しができません。当然11月17日に配付して、そこでその中身を議論してくれというのは、お話を聞く限り、それもそうだなという思いもしています。日程はちょっと今はっきり申し上げられませんが、数日の期間を手前に前倒して皆様にはお示ししておいたほうが議論がなお深まるのではないかなというふうにも思われますので、その点についてはそのような形をお願いしたいと思います。

もう1点の優先順位の中身につきましては、冒頭にごあいさつで申し上げましたとおり、正・副座長のほうで取りまとめながら、優先順位をそれぞれ考えながら提案していきたいということは御理解いただいているというふうに思いますが、やはり早く改革なるものが実行できるものから提案していきたいというのは私の根本的なところにございます。そして、総枠で皆さんが合意できるであろう総体的なものも、前倒しというか一番最初に決めさせていただくものの中にはあるかもしれない。その中で、なお一層の議論を深めていくという関連性を持ったものを今度枝葉で議論していくということにしていったほうがむしろよろしいかなという思いをしていますが、いかがでしょうか。

○井上耕志幹事長

ありがとうございます。さまざまな議論があろうかと思えますけれども、今考え方についてお示しをいただきましたので、我々の会派といたしましても、できる限りその形に沿うような円滑な議論をしていきたいというふうに思います。

さらに1点なんですけれども、今回プレゼンテーションということで各代表の方から出てきた中で、予算が伴うもの、例えばなんですけども、傍聴席のバリアフリー化等に関しては恐らくどの代表の皆さんも御提案されてきたと思うんですけども、スピーディーに進めていくという部分と、予算を伴う部分についてどういう形で、例えばここで協議してこの提案については進めていきたいと思いますとなった場合に、予算の裏づけみたいなものについてもやはりはっきり、きっちりとしておく必要があるのかなと思いますけども、その点、ちょっとお考えだけでもお聞かせいただければと思います。

○伊藤座長

おっしゃるとおりでありまして、中には当然予算を伴い、次年度の予算に組み込む、もしくは今年度の予算の中で補正を組んででも対応しよう、そうしたことも1つの方法です

ね。ですから、この辺は議会事務局ともよく協議しながら、議会費の中で対応できるものかどうか、そういうことも含めて協議しながら、なるべく皆さんで合意を得たものは実施ができるように努力していくべく作業していくということで御理解いただきたいと思えます。

○井上耕志幹事長

ありがとうございます。

以上です。

○川畑副座長

それでは、次回、第3回代表者会議の進め方について御了承をお願いいたします。

次に、本日の日程3、その他に入ります。

代表者会議の日程についてであります。先ほど説明いたしました。第3回の代表者会議までの日程は決まっております。第3回の代表者会議は11月17日木曜日、午後2時から全員協議会室で開催いたします。

その後の日程につきましては、11月30日水曜日から平成23年度第4回調布市議会定例会が招集される予定になっておりますが、会議日程につきましては現在の段階では決まっておりません。しかしながら、この代表者会議は各定例会の合間にできるだけ回数を重ねていきたいと思っております。皆様の議論、協議を重ね、そして合意のとれた事項等につきまして導入していきたいと思っておりますので、こうしたことから、第4回調布市議会定例会の会期日程がすべて終了していることを前提としまして、具体的には12月21日水曜日、午後2時から開催したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、第4回調布市議会定例会の会期日程がすべて終了していることを前提としまして、12月21日水曜日、午後2時から開催したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本日の予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

最後に伊藤座長のほうから何かございますでしょうか。

○伊藤座長

改めまして、きょうは長時間にわたり皆様方の御提案をいただきまして、ありがとうございました。正・副座長といたしましても、重くこの提案を受けとめさせていただきまして、11月17日に皆様方にお示ししながら、私ども提案者に対しましての質疑、そして各委員さん同士の質疑も大いに期待しているところでございます。そして合意になるべく近づ

けられるように、私ども、一生懸命努力してまいりますので、各委員さんの御協力をなお一層お願いいたしまして、私のごあいさついたします。ありがとうございました。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、第2回代表者会議を終了いたします。なお、傍聴の皆様には、感想などございましたら、配付した用紙に記入の上、事務局まで提出をお願いしたいと思います。

本日は大変長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時50分 散会